マネロン規則（規則(EU)2024/1624）前文（日本語訳）

原文：Regulation (EU) 2024/1624 of the European Parliament and of the Council of 31 May 2024（OJ L, 2024/1624, 19.6.2024）

原文 PDF（官報掲載版。EUR-Lex から取得し当事務所サーバーに保存した写し）

https://nakasaki-law.com/wp-content/uploads/2026/10/eu_regulation_2024_1624_oj_en.pdf

---

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AI を用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんので、自己責任でご利用ください。

マネーロンダリング又はテロ資金供与の目的での金融システムの利用の防止に関する **2024** 年 **5** 月 **31** 日の欧州議会及び理事会の規則 **(EU)2024/1624**（**EEA** 関連テキスト）

欧州議会及び欧州連合理事会は、

欧州連合の機能に関する条約、特にその第 114 条に鑑み、

欧州委員会の提案に鑑み、

立法行為の草案を各国議会に送付した後、

欧州中央銀行の意見[1]に鑑み、

欧州経済社会評議会の意見[2]に鑑み、

[1] OJ C 210, 25.5.2022, p. 5.

[2] OJ C 152, 6.4.2022, p. 89.

通常立法手続[3]に従い、

以下の理由により、

(1) 欧州議会及び理事会の指令(EU)2015/849[4]は、EU の金融システムがマネーロンダリング及びテロ資金供与の目的で利用されることを防止するための主要な法的文書である。同指令は、包括的な法的枠組みを定めており、欧州議会及び理事会の指令(EU)2018/843[5]は、新たに生じつつあるマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに対処し、かつ、実質的支配者の透明性を高めることにより、当該枠組みを更に強化した。当該法的枠組みの下での成果にもかかわらず、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを適切に軽減し、かつ、EU の金融システムを犯罪目的で悪用しようとする犯罪的企てを効果的に探知するためには、更なる改善を導入すべきであることが経験上明らかになっている。

(2) 特定事業者の義務を定める指令(EU)2015/849 の規定の適用に関して特定された主な課題は、当該規定に定める規則に直接適用可能性がないこと、及び各国ごとに分断された対応がとられていることである。当該規則は 30 年にわたり存在し発展してきたが、依然として、統合された域内市場の要件と完全には整合しない方法で実施されている。したがって、所期の適用の統一性を達成するため、指令(EU)2015/849 が現在対象としている事項に関する規則であって、関係する特定事業者が直接適用することのできるものは、規則において定めることが必要である。

(3) この新たな法的文書は、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」という。）のための EU の枠組みを強化することを目的とする包括的なパッケージの一部である。本規則、欧州議会及び理事会の指令(EU)2024/1640[6]並びに欧州議会及び理事会の規則(EU)2023/1113[7]及び規則(EU)2024/1620[8]は、相まって、特定事業者が満たすべき AML/CFT

[3] 2024 年 4 月 24 日の欧州議会の立場（官報未掲載）及び 2024 年 5 月 30 日の理事会の決定。

[4] 金融システムをマネーロンダリング又はテロ資金供与の目的に利用することの防止に関し、欧州議会及び理事会の規則(EU)No 648/2012 を改正し、並びに欧州議会及び理事会の指令 2005/60/EC 及び欧州委員会指令 2006/70/EC を廃止する 2015 年 5 月 20 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2015/849（OJ L 141, 5.6.2015, p. 73）

[5] 金融システムをマネーロンダリング又はテロ資金供与の目的に利用することの防止に関する指令(EU)2015/849 を改正し、並びに指令 2009/138/EC 及び指令 2013/36/EU を改正する 2018 年 5 月 30 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2018/843（OJ L 156, 19.6.2018, p. 43）

[6] 金融システムをマネーロンダリング又はテロ資金供与の目的に利用することの防止のために加盟国が整備すべき仕組みに関し、指令(EU)2019/1937 を改正し、並びに指令(EU)2015/849 を改正し及び廃止する 2024 年 5 月 31 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2024/1640（OJ L, 2024/1640, 19.6.2024, ELI: http://data.europa.eu/eli/dir/2024/1640/oj）

[7] 資金及び一定の暗号資産の移転に付随する情報に関し、並びに指令(EU)2015/849 を改正する 2023 年 5 月 31 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2023/1113（OJ L 150, 9.6.2023, p. 1）

[8] マネーロンダリング及びテロ資金供与対策機関を設立し、並びに規則(EU)No 1093/2010、規則(EU)No 1094/2010 及び規則(EU)No 1095/2010 を改正する 2024 年 5 月 31 日の欧州議会及び理事会の規則

要件を規律し、かつ、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策機関（AMLA）の設立を含む EU の AML/CFT の制度的枠組みを支える法的枠組みを構成する。

(4) マネーロンダリング及びテロ資金供与は、国際的な文脈において行われることが多い。国際的な協調及び協力を考慮せずに EU レベルで採択される措置は、その効果が極めて限定的となる。したがって、当該分野において EU が採択する措置は、国際的なレベルでとられる行動と整合し、かつ、少なくともそれと同等に厳格なものであるべきである。EU の行動は、引き続き、金融活動作業部会（FATF）の勧告及びマネーロンダリング及びテロ資金供与との闘いにおいて活動するその他の国際機関の文書を特に考慮すべきである。マネーロンダリング及びテロ資金供与との闘いの実効性を強化する観点から、関連する EU の法令は、適切な場合には、2012 年 2 月に FATF が採択したマネーロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関する国際基準（以下「改訂 FATF 勧告」という。）及び当該基準のその後の改正と整合させるべきである。

(5) 指令(EU)2015/849 の採択以降、EU の刑事法の枠組みにおける近時の進展は、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の防止及びこれらとの闘いの強化に寄与してきた。欧州議会及び理事会の指令(EU)2018/1673[9]は、マネーロンダリング罪及びその前提犯罪についての共通理解をもたらした。欧州議会及び理事会の指令(EU)2017/1371[10]は、EU の財政的利益に影響を及ぼす金融犯罪を定義したが、これらの犯罪もマネーロンダリングの前提犯罪とみなされるべきである。欧州議会及び理事会の指令(EU)2017/541[11]は、テロ資金供与罪についての共通理解を達成した。これらの概念が EU 刑事法において明確化された現在、EU の AML/CFT 規則においてマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与を定義する必要はもはやない。その代わりに、EU の AML/CFT の枠組みは、EU の刑事法の枠組みと完全に整合したものであるべきである。

(6) 刑事法の関連分野における調和は、マネーロンダリング及び汚職を含むその前提犯罪の防止及びこれらとの闘いに対する、EU レベルでの強固かつ一貫した取組を可能にする。同時に、そのような取組は、マネーロンダリングの前提犯罪を構成する犯罪行為の定義についてより広範な取組を採用している加盟国が、引き続きそのような取組を適用することができることを確保する。そのため、指令(EU)2018/1673 に沿って、国内法に従って犯罪化されたマネーロンダリングの前提犯罪の実行へのあらゆる種類の処罰可能な関与も、同指令及び本規則の適用上、犯罪行為とみなされるべきである。

(EU)2024/1620（OJ L, 2024/1620, 19.6.2024, http://data.europa.eu/eli/reg/2024/1620/oj）

[9] 刑事法によるマネーロンダリングとの闘いに関する 2018 年 10 月 23 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2018/1673（OJ L 284, 12.11.2018, p. 22）

[10] 刑事法による EU の財政的利益に対する詐欺との闘いに関する 2017 年 7 月 5 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2017/1371（OJ L 198, 28.7.2017, p. 29）

[11] テロリズムとの闘いに関し、理事会枠組決定 2002/475/JHA を置き換え、並びに理事会決定 2005/671/JHA を改正する 2017 年 3 月 15 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2017/541（OJ L 88, 31.3.2017, p. 6）

(7) 技術は進化し続けており、民間部門に対し、資金又は価値を交換するための新たな商品及びシステムを開発する機会を提供している。これは肯定的な現象である一方で、犯罪者は不正な資金を隠匿し世界中に移動させるために脆弱性を悪用する方法を絶えず見いだしていることから、新たなマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを生じさせ得る。暗号資産サービス事業者及びクラウドファンディング・プラットフォームは、不正な資金の移動のための新たな経路の悪用にさらされており、かつ、そのような移動を探知しリスクを軽減するのに適した立場にある。したがって、EU 法の適用範囲は、暗号資産に関する FATF 基準に沿って、そのような事業体を対象とするよう拡大されるべきである。同時に、メタバースの発展等のイノベーションの進展は、犯罪の実行及びその収益の洗浄のための新たな手段を提供している。したがって、EU レベル、国レベル又は特定事業者のレベルのいずれにおいても、革新的な商品又はサービスの提供に関連するリスクについて警戒を怠らないことが重要である。

(8) 本規則の対象となる機関及び者は、EU の金融システムのゲートキーパーとして極めて重要な役割を果たしており、したがって、犯罪者がその違法な活動の収益を洗浄し、又はテロ資金を供与することを防止する観点から、本規則の要件を実施するために必要なあらゆる措置を講ずるべきである。また、標的型金融制裁の不履行又は回避のリスクを軽減するための措置も講じられるべきである。

(9) 欧州議会及び理事会の指令(EU)2016/97[12]に基づく保険仲介業者の定義は、保険販売の活動を開始し又は遂行する広範な自然人又は法人を対象としている。一部の保険仲介業者は、保険会社又は保険仲介業者の全面的な責任の下で保険販売活動を開始し、それらの方針及び手続に従って活動を行っている。当該仲介業者が、顧客、保険契約者又は保険契約の受益者に宛てた保険料又は金額を収受しない場合には、当該仲介業者は、意味のある顧客調査を実施し、又は疑わしい取引を探知し届け出る立場にない。そのような限定的な役割、及び AML/CFT 要件の完全な適用が、当該仲介業者がその責任の下でサービスを提供する保険会社又は保険仲介業者によって確保されているという事実に鑑み、欧州議会及び理事会の指令(EU)2015/2366[13]第 4 条第 25 号に定義する資金を取り扱わない仲介業者は、本規則の適用上、特定事業者とみなされるべきではない。

(10) 混合事業を営み、かつ、特定事業者である子会社を少なくとも 1 社有する持株会社は、それ自体が特定事業者として本規則の適用範囲に含まれるべきである。金融監督当局による一貫した監督を確保するため、混合事業持株会社の子会社に少なくとも 1 の信用機関又は金融機関が含まれる場合には、当該持株会社自体も金融機関に該当するものとすべきである。

[12] 保険販売に関する 2016 年 1 月 20 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2016/97（OJ L 26, 2.2.2016, p. 19）

[13] 域内市場における決済サービスに関し、指令 2002/65/EC、指令 2009/110/EC 及び指令 2013/36/EU 並びに規則(EU)No 1093/2010 を改正し、並びに指令 2007/64/EC を廃止する 2015 年 11 月 25 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2015/2366（OJ L 337, 23.12.2015, p. 35）

(11) 金融取引は、グループの財務を管理する方法として、同一グループ内で行われることもある。しかしながら、そのような取引は顧客に対して行われるものではなく、AML/CFT 措置の適用を必要としない。法的確実性を確保するため、本規則は、グループの構成員が当該グループの他の構成員に対して提供する金融活動その他の金融サービスには適用されないことを認めることが必要である。

(12) 独立した法律専門家は、税務助言を提供する場合を含め、金融取引又は会社取引に関与する場合には、本規則の対象とされるべきである。なぜならば、当該法律専門家が提供するサービスが、犯罪行為の収益を洗浄する目的又はテロ資金供与の目的で悪用されるリスクがあるからである。ただし、司法手続の前、その間若しくはその後に取得した情報、又は依頼人の法的地位を確認する過程で取得した情報は、法律専門家の秘匿特権の対象となるため、そのような情報については、届出のいかなる義務も免除されるべきである。したがって、法的助言は、引き続き職業上の守秘義務に服すべきである。ただし、当該法律専門家がマネーロンダリング若しくはテロ資金供与に加担している場合、当該法的助言がマネーロンダリング若しくはテロ資金供与の目的で提供される場合、又は当該法律専門家が、依頼人がマネーロンダリング若しくはテロ資金供与の目的で法的助言を求めていることを知っている場合は、この限りでない。そのような認識及び目的は、客観的な事実関係から推認することができる。法的助言は、収益を生み出す犯罪行為の実行の段階で既に求められることがあるため、法律専門家の秘匿特権から除外される場合が、前提犯罪に関連して法的助言が提供される状況にも及ぶことが重要である。係属中の司法手続に関連して求められる法的助言は、マネーロンダリング又はテロ資金供与の目的のための法的助言を構成するものとみなされるべきではない。

(13) 欧州連合基本権憲章（以下「憲章」という。）が保障する権利の尊重を確保するため、一部の加盟国において司法手続に関して依頼人を弁護し若しくは代理し、又は依頼人の法的地位を確認する権限を有する監査人、外部会計士及び税務顧問の場合には、これらの職務の遂行において取得する情報は、届出義務の対象とされるべきではない。ただし、公証人及び弁護士に適用されるのと同一の例外が、これらの専門職が防御権の行使として行動する場合又は依頼人の法的地位を確認する場合にも、これらの専門職に適用されるべきである。

(14) 指令(EU)2018/843 は、EU における暗号資産がもたらすマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに対処する最初の法的文書であった。同指令は、AML/CFT の枠組みの適用範囲を、2 種類の暗号資産サービス事業者、すなわち、仮想通貨と法定通貨との間の交換サービスに従事する事業者及びカストディアン・ウォレット事業者に拡大した。急速な技術的発展及び FATF 基準の進展により、当該取組を見直す必要がある。EU の法的枠組みを補完し更新するための第一歩は、欧州議会及び理事会の規則(EU)2023/1114[14]によって達成さ

[14] 暗号資産市場に関し、並びに規則(EU)No 1093/2010 及び規則(EU)No 1095/2010 並びに指令 2013/36/EU 及び指令(EU)2019/1937 を改正する 2023 年 5 月 31 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2023/1114（OJ L 150,

れた。同規則は、域内市場においてサービスを提供するための認可を申請しようとする暗号資産サービス事業者に対する要件を定めた。同規則はまた、より広範な活動を包含する暗号資産及び暗号資産サービス事業者の定義を導入した。さらに、規則(EU)2023/1113 は、規則(EU)2023/1114 の対象となる暗号資産サービス事業者が行う暗号資産の移転にトレーサビリティ要件を拡大し、かつ、指令(EU)2015/849 を改正して、加盟国に対し当該暗号資産サービス事業者を特定事業者とすることを義務付けた。暗号資産がマネーロンダリング又はテロ資金供与の目的で悪用されるあらゆるリスクを軽減するため、当該暗号資産サービス事業者は本規則の対象ともされるべきである。

(15) 固有かつ非代替性の暗号資産の市場の創設は、なお最近のことであり、その機能を規律する法令には至っていない。当該市場の発展は監視されており、当該市場が、適切に軽減されない新たなマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクをもたらさないことが重要である。欧州委員会は、2024 年 12 月 30 日までに、固有かつ非代替性の暗号資産の市場の発展の評価、当該暗号資産の適切な規制上の取扱い（固有かつ非代替性の暗号資産に関連するサービスの提供者を規制することの必要性及び実現可能性の評価を含む。）を含む、暗号資産に関する最新の動向についての報告書を欧州議会及び理事会に提出することとされている。欧州委員会は、適切な場合には、当該報告書に立法提案を添付することとされている。

(16) クラウドファンディング・プラットフォームのマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに対する脆弱性は、分野横断的なものであり、域内市場全体に影響を及ぼす。現在までに、当該リスクの管理について、加盟国間で異なる取組が生じている。欧州議会及び理事会の規則(EU)2020/1503[15]は、EU 全域において事業投資型及び貸付型のクラウドファンディング・プラットフォームに対する規制上の取組を調和させ、かつ、プロジェクト所有者に関するクラウドファンディング・プラットフォームによるデュー・ディリジェンス及び認可手続におけるデュー・ディリジェンス等、潜在的なマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに対処するための複数の保護措置を導入しているものの、クラウドファンディング・プラットフォームに対する強固な AML/CFT 義務を伴う調和された法的枠組みが存在しないことは、間隙を生じさせ、EU の AML/CFT の保護措置を弱めている。したがって、規則(EU)2020/1503 に基づき既に免許を受けているものを含む全てのクラウドファンディング・プラットフォームが、EU の AML/CFT 法令の対象となることを確保する必要がある。

(17) 資金提供者と、資金を求める団体又は個人等のプロジェクト所有者とをマッチングし、又はそのマッチングを促進するためにデジタル・プラットフォームを運営するクラウドファンディング仲介業者は、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクにさらされている。規則(EU)2020/1503 に基づく免許を受けていない事業者は、現在、規制されないまま放置さ

9.6.2023, p. 40）

[15] 事業者向けの欧州クラウドファンディング・サービス事業者に関し、並びに規則(EU)2017/1129 及び指令(EU)2019/1937 を改正する 2020 年 10 月 7 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2020/1503（OJ L 347, 20.10.2020, p. 1）

れているか、又はマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに対処するための規則及び手続に関するものを含め、加盟国間で異なる規制上の取組に服している。したがって、そのような仲介業者は、特に、犯罪者が不正な目的で調達した指令(EU)2015/2366 第 4 条第 25 号に定義する資金又は暗号資産の流用を回避するため、本規則の義務の対象とされるべきである。そのようなリスクを軽減するため、当該義務は、特に、教育的又は文化的なプロジェクト、及び、例えば人道分野における、又は家族的若しくは社会的な行事を企画し若しくは祝うための、より一般的な目的を支援するための当該資金又は暗号資産の収集を含む、広範なプロジェクトに適用される。

(18) 指令(EU)2015/849 は、物品取引業者が 10 000 ユーロを超える現金による支払を行い又は受領する場合にはこれを特定事業者に含めることにより、高額現金支払がもたらすマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを軽減することとし、同時に、加盟国がより厳格な措置を導入することを認めていた。そのような取組は、AML/CFT 要件の理解及び適用が不十分であること、監督が欠如していること、並びに金融情報ユニット（FIU）に届け出られる疑わしい取引の件数が限られていることに照らし、実効的でないことが明らかになっている。高額の現金の悪用から生じるリスクを適切に軽減するため、10 000 ユーロを超える高額現金支払に対する EU 全域にわたる上限が定められるべきである。その結果、物品取引業者は、貴金属、宝石、その他の高価値物品及び文化財の取引業者を除き、もはや AML/CFT 義務の対象とする必要はない。

(19) 物品取引業者の一部の類型は、その取り扱う物品が、しばしば小型で持ち運び可能であり、かつ高価であることから、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに特にさらされている。そのため、貴金属及び宝石その他の高価値物品を取り扱う者は、当該取引が常態的な又は主たる職業的活動である場合には、AML/CFT 要件の対象とされるべきである。

(20) 高価格帯の自動車、船舶及び航空機は、その高い価値及び移動可能性に鑑み、マネーロンダリング及びテロ資金供与のために悪用されるリスクに対して脆弱である。したがって、そのような物品の取引業者は、AML/CFT 要件の対象とされるべきである。当該物品の移動可能な性質は、当該物品を EU の域境を越えて又は域外へ容易に移動させることができること、及び第三国において登録された当該物品に関する情報へのアクセスが管轄当局にとって容易でない可能性があることから、マネーロンダリング及びテロ資金供与の目的にとって特に魅力的である。EU の高価値物品が犯罪目的で悪用されるリスクを軽減し、かつ、当該物品の所有権の可視性を確保するため、高価値物品の取引業者に対し、自動車、船舶及び航空機の販売に関する取引を届け出ることを義務付ける必要がある。信用機関及び金融機関は、当該物品の売買の締結又は所有権の移転に不可欠なサービスを提供しており、当該取引を FIU に届け出ることを義務付けられるべきである。専ら商業活動の遂行を目的とする物品はそのような開示の対象とされるべきではない一方で、私的な非商業的使用のための販売は、顧客が自然人である場合に限定されるべきではなく、法人及び法的取極め、特にその実質的

支配者の富を管理するために設立されたものに対する販売にも関係するものとすべきである。

(21) 投資移住事業者とは、第三国国民のために居住権を付与する権限を有する国の当局に対して直接に行動し若しくはこれと直接にやり取りし、又は、資本移転、財産の購入若しくは賃借、国債への投資、法人への投資、公益に資する活動への寄付若しくは基金拠出及び国家予算への拠出を含む、あらゆる種類の投資と引換えに加盟国における居住権を取得しようとする第三国国民に仲介サービスを提供する、民間の会社、団体又は者をいう。投資家居住権制度は、マネーロンダリング、汚職及び脱税に関するリスク及び脆弱性をもたらす。そのようなリスクは、加盟国における居住に付随する国境を越えた権利によって増大する。したがって、投資移住事業者が AML/CFT 義務の対象となることが必要である。本規則は、そのような投資と引換えに国籍の取得をもたらす投資家市民権制度には適用されるべきではない。なぜならば、そのような制度は、EU 市民権の基本的地位及び加盟国間の誠実な協力を損なうものとみなされなければならないからである。

(22) 住宅ローン及び消費者信用の与信者は、通常、信用機関又は金融機関であるが、信用機関又は金融機関に該当せず、EU レベルでは AML/CFT 要件の対象とされてこなかったものの、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクにさらされていることから一部の加盟国ではそのような義務の対象とされてきた消費者信用及び住宅ローン信用の仲介業者が存在する。そのビジネスモデルによっては、そのような消費者信用及び住宅ローン信用の仲介業者は、重大なマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクにさらされ得る。そのようなリスクにさらされる類似の活動を行う事業体が、信用機関又は金融機関に該当するか否かにかかわらず、AML/CFT 要件の対象となることを確保することが重要である。したがって、信用機関又は金融機関ではないが、その活動の結果としてマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクにさらされている消費者信用及び住宅ローン信用の仲介業者を含めることが適切である。しかしながら、多くの場合、信用仲介業者は、貸付けを実行し処理する信用機関又は金融機関のために行動している。そのような場合には、AML/CFT 要件は、消費者信用及び住宅ローン信用の仲介業者には適用されるべきではなく、信用機関又は金融機関にのみ適用されるべきである。

(23) 一貫した取組を確保するため、投資部門におけるいずれの事業体が AML/CFT 要件の対象となるかを明確にする必要がある。集団投資事業は既に指令(EU)2015/849 の適用範囲に含まれているが、関連する用語を現行の EU の投資ファンド法令、すなわち欧州議会及び理事会の指令 2009/65/EC[16]及び指令 2011/61/EU[17]と整合させる必要がある。ファンドは法人

[16] 譲渡可能証券集団投資事業（UCITS）に係る法律、規則及び行政規定の調整に関する 2009 年 7 月 13 日の欧州議会及び理事会の指令 2009/65/EC（OJ L 302, 17.11.2009, p. 32）

[17] オルタナティブ投資ファンド運用者に関し、並びに指令 2003/41/EC 及び指令 2009/65/EC 並びに規則(EC)No 1060/2009 及び規則(EU)No 1095/2010 を改正する 2011 年 6 月 8 日の欧州議会及び理事会の指令 2011/61/EU（OJ L 174, 1.7.2011, p. 1）

格を有することなく組成されることがあるため、その運用者を本規則の適用範囲に含めることも必要である。AML/CFT 要件は、ファンドの受益証券又は持分が EU において購入可能とされる形態にかかわらず適用されるべきであり、これには、受益証券又は持分が、運用者の主導により又は運用者に代わって、EU に所在する投資家に対して直接若しくは間接に募集され、又はそのような投資家に販売される場合を含む。ファンド及びファンド運用者の双方が AML/CFT 要件の適用範囲に含まれることから、努力の重複が回避されるべきことを明確にすることが適切である。そのため、ファンドのレベルで講じられる AML/CFT 措置と、その運用者のレベルで講じられる AML/CFT 措置とは、同一のものであるべきではなく、ファンドとその運用者との間の職務の配分を反映したものであるべきである。

(24) プロフェッショナル・サッカークラブ及びサッカー代理人の活動は、サッカーの世界的な人気、関係する多額の金額、資金の流れ及び金銭的利害、国境を越えた取引の普及、並びに時に不透明な所有構造等、サッカー部門に固有の複数の要因により、マネーロンダリング及びその前提犯罪のリスクにさらされている。これらの要因の全てが、サッカーを、不正な資金を正当化しようとする犯罪者による濫用の可能性にさらし、ひいては同スポーツをマネーロンダリング及びその前提犯罪に対して脆弱なものとしている。主なリスク分野には、例えば、広告主を含む投資家及びスポンサーとの取引並びに選手の移籍が含まれる。したがって、プロフェッショナル・サッカークラブ及びサッカー代理人は、投資家、広告主を含むスポンサー、並びに取引を行うその他のパートナー及び取引相手に対する顧客調査の実施を含む、強固なマネーロンダリング対策を講ずるべきである。犯罪的悪用のリスクにさらされる程度が低い小規模クラブに対する過度の負担を回避するため、加盟国は、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与のリスクが低いことが証明されたことに基づき、特定のプロフェッショナル・サッカークラブを、本規則の要件の全部又は一部から免除することができるものとすべきである。

(25) 国内サッカーリーグの最上位ディビジョンで競技するプロフェッショナル・サッカークラブの活動は、下位ディビジョンに参加するサッカークラブと比較して、マネーロンダリング及びその前提犯罪のより高いリスクにさらされている。例えば、トップクラスのサッカークラブは、選手の高額移籍やスポンサー契約等、より大規模な金融取引を行い、複数層の所有関係を伴うより複雑な企業構造を有する場合があり、かつ、国境を越えた取引を行う可能性がより高い。これらの要因は、そのようなトップクラスのクラブを犯罪者にとってより魅力的なものとし、不正な資金を隠匿するより多くの機会を提供する。したがって、加盟国は、リスクが低いことが証明された場合であって、かつ、当該クラブの直近 2 年間の各年の売上高が 5 000 000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨額未満であるときに限り、最上位ディビジョンに参加するプロフェッショナル・サッカークラブを免除することができるものとすべきである。もっとも、マネーロンダリングのリスクは、サッカークラブが競技するディビジョンのみによって決定されるものではない。下位ディビジョンのクラブもまた、マネーロンダリング及びその前提犯罪の重大なリスクにさらされ得る。したがって、加盟国

は、マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与のリスクが低いことが証明された下位ディビジョンのサッカークラブに限り、本規則の要件から免除することができるものとすべきである。

(26) 本規則は、EU レベルにおいてマネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与を防止するために講じられるべき措置を調和させるものである。同時に、リスクベース・アプローチに沿って、加盟国は、特定のリスクに直面している限定的な場合には、追加的な要件を課すことができるものとすべきである。そのようなリスクが適切に軽減されることを確保するため、他の加盟国に本店を有する特定事業者は、当該他の加盟国においてインフラストラクチャーを有する場合には、開業の自由によって当該他の加盟国で事業を行うか、又はサービス提供の自由の下で事業を行うかにかかわらず、そのような追加的な要件を適用すべきである。さらに、これらの域内市場の自由の間の関係を明確にするため、いかなる活動が拠点に該当するかを明確にすることが重要である。

(27) 欧州連合司法裁判所の判例法に従い、分野別の法令に特段の定めがない限り、拠点は、子会社、支店又は代理店の形態をとる必要はなく、特定事業者自身の職員によって、又は独立しているが特定事業者のために恒常的に行動する権限を付与された者によって管理される事務所から成ることができる。事業者の拠点の所在地における経済活動の実際の遂行を要件とする当該定義によれば、単なる郵便受けは拠点を構成しない。同様に、特定事業者が運営する単なるバックオフィス業務、IT ハブ又はデータセンター等、補助的な活動のために使用される事務所その他のインフラストラクチャーは、拠点を構成しない。反対に、ATM を通じた暗号資産サービスの提供等の活動は、暗号資産サービス事業者のように主としてインターネットを通じて顧客にサービスを提供する事業者にとって必要とされる物理的設備が限られていることに鑑み、拠点を構成する。

(28) AML/CFT 要件が比例的な方法で適用されること、及びいかなる要件の賦課も、特定事業者がマネーロンダリング及びテロ資金供与の防止において果たすことのできる役割に比例したものであることが重要である。そのため、加盟国は、本規則のリスクベース・アプローチに沿って、特定の事業者が行う活動がもたらすマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクが低く、かつ、当該活動がその性質上限定的なものである場合には、当該事業者を AML/CFT 要件から免除することができるものとすべきである。EU 全域におけるそのような免除の透明かつ一貫した適用を確保するため、付与される免除の必要性を欧州委員会が検証することを可能とする仕組みが設けられるべきである。欧州委員会はまた、そのような免除を毎年欧州連合官報において公表すべきである。

(29) 域内市場において事業を行う全ての特定事業者に適用される内部システム及び内部管理に関する一貫した規則は、AML/CFT の遵守を強化し、監督をより実効的なものとする。マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク並びに標的型金融制裁の不履行又は回避のリス

クの適切な軽減を確保するため、特定事業者は、リスクベースの方針、手続及び管理並びに組織全体にわたる明確な責任の分担から成る内部管理の枠組みを整備すべきである。本規則のリスクベース・アプローチに沿って、当該方針、手続及び管理は、事業の性質（そのリスク及び複雑性を含む。）及び特定事業者の規模に比例したものであるべきであり、かつ、当該事業体が直面するマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク（暗号資産サービス事業者については、セルフホスト型ウォレットとの取引を含む。）に対応したものであるべきである。

(30) 適切なリスクベース・アプローチは、特定事業者に対し、その事業によって直面するマネーロンダリング及びテロ資金供与の固有リスク並びに標的型金融制裁の不履行又は回避のリスクを効果的に軽減し、かつ、その方針、手続及び内部管理が当該固有リスクに対処するために適切であることを確保するため、当該リスクを特定することを求める。その際、特定事業者は、その顧客の特性、提供する商品、サービス又は取引（暗号資産サービス事業者については、セルフホスト型アドレスとの取引を含む。）、関係する国又は地理的地域、及び利用する販売経路を考慮すべきである。リスクの性質が変化することに照らし、そのようなリスク評価は定期的に更新されるべきである。

(31) 特定事業者による、その事業に影響を及ぼすリスクの特定に対する一貫した効果的なアプローチを支援するため、AMLA は、事業全体のリスク評価の内容に関する最低要件及び考慮すべき追加的な情報源に関するガイドラインを発出すべきである。これらの情報源には、FATF 相互審査報告書等の AML/CFT の分野における国際的な基準設定主体からの情報、並びに市民社会組織、メディア及び学術界による報告書等、類型、新たなリスク及び汚職を含む犯罪行為に関する情報を提供するその他の信頼性があり確実な情報源が含まれ得る。

(32) より小規模な特定事業者の特性及びニーズを考慮し、その特有のニーズ及び事業の性質に適した取扱いを確保することが適当である。これには、当該事業者が事業を営む業種に関わるリスクが十分に理解されている場合に、一定の特定事業者についてリスク評価の実施を免除することが含まれ得る。

(33) FATF は、各法域が拡散金融に関連する標的型金融制裁の潜在的な不履行又は回避のリスクを特定し、及び評価し、並びに当該リスクを軽減するための措置をとるための基準を策定した。FATF が導入したこれらの新たな基準は、大量破壊兵器の拡散及びその資金供与の防止、抑止及び阻止に関する国際連合安全保障理事会（「UNSC」）の関連決議を遵守するために各国が標的型金融制裁を実施するという既存の厳格な要件に代わるものでも、これを損なうものでもない。理事会決定 2010/413/CFSP[18]及び(CFSP)2016/849[19]並びに理事会規則

[18] イランに対する制限措置に関し、並びに共通の立場 2007/140/CFSP を廃止する 2010 年 7 月 26 日の理事会決定 2010/413/CFSP（OJ L 195, 27.7.2010, p. 39）

[19] 朝鮮民主主義人民共和国に対する制限措置に関し、並びに決定 2013/183/CFSP を廃止する 2016 年 5 月 27 日の理事会決定(CFSP)2016/849（OJ L 141, 28.5.2016, p. 79）

(EU)No 267/2012[20]及び(EU)2017/1509[21]により EU レベルで実施されているこれらの既存の義務は、引き続き、EU 域内の全ての自然人及び法人を拘束する。EU がさらされている標的型金融制裁の不履行及び回避の特有のリスクに鑑み、リスクの評価の対象を EU レベルで採択された全ての標的型金融制裁を包含するよう拡大することが適当である。標的型金融制裁に関連する AML/CFT 措置がリスク感応的な性質を有することは、EU 域内の全ての自然人又は法人に課される、指定された者又は団体の資金その他の資産を凍結し、及びこれらの者又は団体に対し資金その他の資産を直接又は間接に利用可能にしないというルールに基づく義務を除去するものではない。

(34) 標的型金融制裁の不履行又は回避のリスクが適切に軽減されることを確保するため、特定事業者が実施を求められる措置（標的型金融制裁に基づき指定された者又は団体のリストと自らの顧客基盤とを照合する措置を含む。）を定めることが重要である。本規則に基づき特定事業者に課される要件は、EU 域内の全ての自然人又は法人に適用される、標的型金融制裁の対象となる個人又は団体の資金その他の資産を凍結し、及びこれらの者に対し資金その他の資産を直接又は間接に利用可能にしないというルールに基づく義務を除去するものではない。さらに、本規則の要件は、他の EU 法令又は国内法に基づく、標的型金融制裁の実施のための顧客のスクリーニングに関する義務に代わることを意図するものではない。

(35) 国際的なレベルにおける最新の動向を反映するため、本規則により、特定事業者レベルにおいて標的型金融制裁の潜在的な不履行又は回避のリスクを特定し、理解し、管理し、及び軽減する要件が導入されるものとする。

(36) UNSC 又は国連制裁委員会による個人又は団体のリスト掲載又は指定は、それぞれ欧州連合条約（TEU）第 29 条及び欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第 215 条に基づき採択される決定及び規則であって、当該個人及び団体に標的型金融制裁を課すものによって、EU 法に組み込まれる。EU レベルにおけるそのような行為の採択手続においては、いかなる指定又はリスト掲載についても、憲章に基づき付与される基本的権利への適合性の検証が必要とされる。国連による公表の時点から国連のリスト掲載又は指定を EU 法に転換する EU の行為の適用開始の時点までの間においては、標的型金融制裁の効果的な適用を可能にするため、特定事業者は、国連金融制裁に基づきリスト掲載若しくは指定された顧客又はリスト掲載若しくは指定された個人若しくは団体により所有若しくは支配されている顧客のために保有する資金その他の資産、試みられたあらゆる取引、及び顧客のために実行された取引（顧客の基本的ニーズの充足のための取引等）の記録を保存すべきである。

[20] イランに対する制限措置に関し、並びに規則(EU)No 961/2010 を廃止する 2012 年 3 月 23 日の理事会規則(EU)No 267/2012（OJ L 88, 24.3.2012, p. 1）

[21] 朝鮮民主主義人民共和国に対する制限措置に関し、並びに規則(EC)No 329/2007 を廃止する 2017 年 8 月 30 日の理事会規則(EU)2017/1509（OJ L 224, 31.8.2017, p. 1）

(37) 法人である顧客が標的型金融制裁に基づき指定された個人により所有又は支配されているか否かを評価するに当たり、特定事業者は、EU の共通外交・安全保障政策の枠組みにおける制限措置（制裁）の実施及び評価に関する理事会ガイドライン並びに制限措置の効果的な実施のためのベストプラクティスを考慮すべきである。

(38) 特定事業者が、内部方針、手続及び統制を実施し、並びに AML/CFT 要件を実施するため、その経営レベルにおいてあらゆる措置を講じることが重要である。経営機関の構成員の 1 人が特定事業者の内部方針、手続及び統制の実施について責任を負う者として特定されるべきであるが、AML/CFT 要件の遵守に関する責任は、最終的には当該事業者の経営機関に帰属すべきである。この責任の帰属は、経営機関の共同の民事上又は刑事上の責任に関する国内規定に影響を及ぼすものであってはならない。特定事業者の AML/CFT に係る内部方針、手続及び統制の日常的な実施に関する任務は、コンプライアンス役員に委ねられるべきである。

(39) 各加盟国は、コンプライアンス役員又は内部監査機能の長の任命を求める健全性規制の対象となる特定事業者が、これらの者に、AML/CFT のコンプライアンス役員の機能及び責任並びに AML/CFT 目的の内部監査機能を委ねることができる旨を、国内法において定めることができるようにすべきである。より高いリスクがある場合、又は特定事業者の規模により正当化される場合には、コンプライアンス統制の責任と、特定事業者の AML/CFT の方針及び手続の日常的な運用の責任とを、2 人の異なる者に委ねることができるようにすべきである。

(40) AML/CFT 措置の効果的な実施のためには、特定事業者の従業員並びにその代理人及び販売業者であって当該実施において役割を有する者が、要件並びに当該事業者において整備されている内部方針、手続及び統制を理解していることも極めて重要である。特定事業者は、この目的のため、研修プログラムを含む措置を講じるべきである。必要な場合には、特定事業者は、AML/CFT 措置の実施において役割を有する全ての者に対し、当該措置に関する基礎的な研修を提供すべきである。これには、特定事業者の従業員のみならず、その代理人及び販売業者も含まれる。

(41) 特定事業者の AML/CFT 要件の遵守に関連する任務を委ねられた個人は、その技能、知識、専門性、誠実性及び行動について評価を受けるべきである。従業員が、自らと緊密な私的又は職業上の関係を有する顧客に関して、特定事業者の AML/CFT 枠組みの遵守に関連する任務を遂行することは、利益相反につながり、制度の健全性を損なうおそれがある。そのような関係は、取引関係の確立の時点で存在する場合もあるが、その後に生じる場合もある。したがって、特定事業者は、利益相反を管理し、及びこれに対処するためのプロセスを整備すべきである。当該プロセスは、従業員がそのような顧客に関して特定事業者の

AML/CFT 枠組みの遵守に関連するいかなる任務も遂行することができないことを確保すべきである。

(42) 特定事業者に該当することとなる個人が、その活動が本規則の適用範囲に含まれない事業者に対し、社内でサービスを提供する状況が生じ得る。これらの事業者は EU の金融システムのゲートキーパーとして行動するものではないため、そのような従業員（例えば、社内弁護士）が本規則の要件の対象とならないことを明確にすることが重要である。同様に、本規則の適用範囲に含まれる活動を行う個人は、当該活動が特定事業者における雇用の文脈において行われる場合（例えば、法律事務所又は会計事務所に雇用される弁護士又は会計士の場合）には、それ自体として特定事業者とみなされるべきではない。

(43) グループ全体の AML/CFT の方針及び手続の一貫した実施は、グループ内におけるマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクの強固かつ効果的な管理の鍵である。そのため、グループ全体の方針、手続及び統制は、親会社により採択され、及び実施されるべきである。グループ内の事業者は、情報の共有がマネーロンダリング及びテロ資金供与の防止に関連する場合には、情報を交換することを求められるべきである。情報の共有は、秘密保持、データ保護及び情報の利用に関して十分な保障に服すべきである。AMLA は、グループ全体の手続及び方針の最低要件（グループ内における情報共有に関する最低基準及び本店が EU 域外に所在するグループについて親会社を特定するための基準を含む。）を定める規制基準案を作成する任務を有するべきである。

(44) 複数の特定事業者が直接又は間接に相互に結び付き、事業者グループを構成し、又はその一部である場合において、AML/CFT 要件の効果的な適用を確保するためには、グループについて可能な限り広い定義を検討する必要がある。そのため、特定事業者は、様々な種類の経済的結び付きを有する構造をグループとみなすことを可能にする適用可能な会計規則に従うべきである。伝統的なグループは親会社及びその子会社を含むが、他の種類のグループ構造、例えば、欧州議会及び理事会の規則(EU)No 575/2013[22]第 10 条において中央機関に恒久的に提携する事業者とされている、単一の子会社を所有する複数の親事業体から成るグループ構造、又は同規則第 113 条第 7 項に規定する同一の機関保護制度の構成員である金融機関も、同様に関連性を有する。これらの構造は、全て会計規則上グループであり、したがって、本規則の適用上グループとみなされるべきである。

(45) グループに加えて、ネットワーク又はパートナーシップ等、特定事業者が共通の所有、経営及びコンプライアンス統制を共有し得るその他の構造も存在する。各業種にわたる公平な競争条件を確保しつつ、これらの業種に過度の負担を課すことを避けるため、AMLA は、比例原則を考慮して、同様のグループ全体の方針がこれらの構造に適用される状況を特定すべきである。

[22] 信用機関及び投資会社に対する健全性要件に関し、並びに規則(EU)No 648/2012 を改正する 2013 年 6 月 26 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)No 575/2013（OJ L 176, 27.6.2013, p. 1）

(46) 特定事業者の支店及び子会社が、最低限の AML/CFT 要件（データ保護義務を含む。）が EU の AML/CFT 枠組みよりも緩やかな第三国に所在する状況がある。そのような状況においては、マネーロンダリング及びテロ資金供与の目的での EU の金融システムの利用を完全に防止し、かつ、EU 市民の個人データについて最高水準の保護を確保するため、当該支店及び子会社は、EU レベルで定められた AML/CFT 要件を遵守すべきである。第三国の法律が当該要件の遵守を許容しない場合、例えば、当該第三国におけるデータ保護の水準の不十分さ又は銀行秘密法に起因して、情報にアクセスし、情報を取り扱い、又は情報を交換するグループの能力が制限されているために遵守が許容されない場合には、特定事業者は、当該国に所在する支店及び子会社がリスクに効果的に対処することを確保するための追加的な措置を講じるべきである。AMLA は、比例原則を考慮して、そのような追加的な措置の種類を定める規制技術基準案を策定する任務を負うべきである。

(47) 特定事業者は、一定の AML/CFT 要件の履行に関する任務をサービス提供者に外部委託することができる。特定事業者と AML/CFT 要件の対象とならないサービス提供者との間の契約に基づく外部委託関係の場合には、当該サービス提供者に係る AML/CFT 上の義務は、当事者間の契約からのみ生じ、本規則から生じるものではない。したがって、AML/CFT 要件を遵守する責任は、全面的に特定事業者にとどまるべきである。特定事業者は、特に、遠隔での顧客の特定のためにサービス提供者が関与する場合には、リスクベース・アプローチが尊重されることを確保すべきである。本規則に基づく要件の履行に寄与するプロセス又は取極めであって、要件の履行自体はサービス提供者により行われないもの、例えば、特定事業者による第三者のソフトウェアの使用若しくは取得又はデータベース若しくはスクリーニング・サービスへのアクセスは、外部委託とはみなされない。

(48) サービス提供者に任務を外部委託することができることにより、特定事業者は、本規則を遵守するために自らの資源をどのように配分するかを決定することができるが、それは、特定事業者が講じる措置（サービス提供者に外部委託されたものを含む。）が特定されたマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを軽減するか否か、及び当該措置が適切であるか否かを理解する義務を免除するものではない。そのような理解が確保されるよう、方針、手続及び統制の実施に影響を及ぼす措置に関する最終的な決定は、常に特定事業者が行うべきである。

(49) 外部委託の取極めの監督当局への通知は、当該外部委託の取極めの承認を意味するものではない。ただし、当該通知に含まれる情報は、特に重要な機能が外部委託される場合又は特定事業者がその機能を組織的に外部委託する場合には、監督当局が、特定事業者のシステム及び統制を評価する際、残存リスクのプロファイルを決定する際、又は検査の準備において考慮することができる。

(50) 外部委託関係が効率的に機能するためには、外部委託が行われる条件について更なる明確化が必要である。AMLA は、外部委託を行うことができる条件並びにそれぞれの当事者の役割及び責任に関するガイドラインを策定する任務を有するべきである。EU 全域において外部委託の慣行に対する一貫した監督が確保されるよう、当該ガイドラインは、特定事業者がそのような慣行に依拠する場合に、監督当局が当該慣行をどのように考慮し、及び AML/CFT 要件の遵守を検証すべきかについても明確化すべきである。

(51) 顧客調査の要件は、特定事業者が、顧客がもたらすマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクとの関係において、顧客との取引関係を特定し、検証し、及び監視することを確保するために不可欠である。見込み顧客及び既存顧客のデータの正確な特定及び検証は、顧客が自然人であるか法人であるかを問わず、顧客に関連するマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクを理解するために不可欠である。特定事業者は、例えば、信用機関又は金融機関が、顧客の資金（指令(EU)2015/2366 第 4 条第 25 号に定義するもの）を受領し、又は保有する目的で法律専門家に口座を提供する状況において、誰に代わって、又は誰の利益のために取引が行われるかについても理解すべきである。顧客調査の文脈において、その者の利益のために取引又は活動が行われる者とは、特定事業者がその顧客のために行う取引の受取人又は受益者を指すものではない。

(52) 顧客の特定及びその本人確認の検証に関する調和された要件に依拠し、並びに域内市場全体における公平な競争条件及び EU 全域における規定の一貫した適用を可能にするために国ごとの相違を縮小することにより、EU において統一的かつ高い水準の顧客調査を達成する必要がある。同時に、特定事業者がリスクベースで顧客調査措置を適用することが不可欠である。リスクベース・アプローチは、特定事業者にとって不当に寛容な選択肢ではない。それは、EU 及びその域内で活動する者が直面するマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクをより効果的に対象とするため、証拠に基づく意思決定を用いることを伴うものである。

(53) 第三国において慈善活動又は人道活動を行う市民社会組織は、平和、安定、民主主義及び繁栄の達成という EU の目標に寄与している。信用機関及び金融機関は、開発資金及び人道資金を開発途上地域又は紛争地域に送ることを可能にする金融システム及び重要な金融サービスへのアクセスを提供することにより、そのような組織がその活動を継続することができることを確保する上で重要な役割を果たしている。特定事業者は、一定の法域において行われる活動により自らがより高いマネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクにさらされることを認識すべきであるが、リスクベース・アプローチは個々の取引関係がもたらすリスクの総合的な評価及び特定のリスクを軽減するための適切な措置の適用を求めるものであるから、当該法域において市民社会組織が活動していることのみをもって、金融サービスの提供の拒絶又は当該サービスの終了という結果になるべきではない。信用機関及び金融機関は、誰と契約関係を結ぶかを引き続き自由に決定することができるが、国際金融システムの

機能における自らの中心的役割、並びに市民社会組織が追求する重要な開発上及び人道上の目標のために指令(EU)2015/2366 第 4 条第 25 号に定義する資金又は暗号資産の移動を可能にすることにおける自らの中心的役割にも留意すべきである。したがって、当該機関は、リスクベース・アプローチにより認められる柔軟性を活用し、取引関係に関連するリスクを比例的な方法で軽減すべきである。いかなる場合においても、見込み顧客又は既存顧客に関する商業上の決定を正当化するために AML/CFT 上の理由が援用されるべきではない。

(54) 特定事業者は、信頼できる文書及び情報源を用いて、実質的支配者を特定し、及びその本人確認を検証するための合理的な措置を講じるべきである。実質的支配者情報の中央登録簿（「中央登録簿」）の参照は、特定事業者が検証プロセスを通じて取得した情報との整合性を確保することを可能にするものであり、特定事業者の検証のための主たる情報源とされるべきではない。特定事業者は、顧客調査の過程において、中央登録簿に保有されている情報と顧客又はその他の信頼できる情報源から取得した情報との間に不一致を特定した場合には、不整合を解消するための措置を講じることができるよう、当該不一致を関係する中央登録簿を担当する機関に報告すべきである。このプロセスは、中央登録簿に含まれる情報が正確、適切かつ最新であることを確保するための多面的なアプローチの一環として、当該登録簿に保有される情報の質及び信頼性に寄与する。低リスクの状況であって実質的支配者が特定事業者に知られている場合には、特定事業者は、誤字又はこれに類する技術的性質の誤りから成る軽微な相違が特定されたときは、顧客に不一致を報告させることができるようにすべきである。

(55) 外国法人及び外国の法的取極めがもたらすリスクは、適切に軽減される必要がある。EU 域外で設立された法人、又は EU 域外で管理され、若しくはその受託者若しくはこれと同等の地位にある者が EU 域外に居住し、若しくは設立されている明示信託若しくはこれに類する法的取極めが、特定事業者との取引関係を開始しようとする場合には、加盟国の中央登録簿への実質的支配者情報の登録が、取引関係の開始の前提条件とされるべきである。ただし、EU 域外で設立された法人については、当該要件は、外国法人の類型若しくは当該外国法人が事業を営む業種に関連するマネーロンダリング、その前提犯罪若しくはテロ資金供与の中高リスク若しくは高リスクがある場合、又は特定事業者が事業を営む業種に関連するマネーロンダリング、その前提犯罪若しくはテロ資金供与の中高リスク若しくは高リスクがある場合にのみ適用されるべきである。実質的支配者情報の登録は、EU 域外で設立された法人との取引関係がその確立後にそのような中高リスク又は高リスクと関連するようになった状況においては、当該取引関係の継続の前提条件ともされるべきである。

(56) 取引関係を確立し、又は臨時取引を行うために必要な手順を実施するプロセスは、顧客が特定事業者から商品を取得し、又はサービスの提供を受けることに関心を表明した時に開始される。不動産業者が提供するサービスには、顧客が購入、売却、賃借又は賃貸する物件を見つける手助けが含まれる。そのようなサービスは、当事者が購入、売却、賃借若しくは

賃貸又は必要な準備段階の実施に進む意思を有していることが明確に示された時点で、AML/CFT の目的上関連性を有し始める。それは、例えば、物件の購入又は賃借の申込みがなされ、当事者により承諾された時点であり得る。その時点より前においては、いかなる見込み顧客についても顧客調査を行う必要はない。同様に、特定の物件の購入又は賃借を進めることにまだ関心を表明していない者について顧客調査を行うことは、比例的ではない。

(57) 不動産取引は、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクにさらされている。当該リスクを軽減するため、不動産の購入、売却及び賃貸を仲介する不動産事業者は、その名称又は主たる事業若しくは職業にかかわらず、本規則の要件の対象とされるべきであり、これには、不動産開発業者が不動産の購入、売却及び賃貸を仲介する場合におけるその限度において、当該不動産開発業者が含まれる。

(58) 一定の電子マネー商品に伴う匿名性は、当該商品をマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクにさらす。しかしながら、当該業種内には重要な差異があり、全ての電子マネー商品が同じ水準のリスクを有するわけではない。例えば、プリペイド式ギフトカード又はプリペイド式バウチャー等の一定の少額の電子マネー商品は、マネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクが低い可能性がある。当該業種に課される要件がそのリスクに見合ったものであり、かつ、その運営を実質的に妨げないことを確保するため、低リスクであることが証明された一定の状況において、かつ、厳格なリスク軽減条件の下で、当該商品について、顧客及び実質的支配者の特定及び検証等の一定の顧客調査措置を免除することができるようにすべきであるが、取引又は取引関係の監視を免除することができるようにすべきではない。監督当局は、AMLA が定める関連するリスク要因を考慮して低リスクであることが証明されていることを検証した上で、かつ、マネーロンダリング又はテロ資金供与のいかなるリスクも効果的に軽減し、及び AML/CFT 規則の潜脱を排除する方法によってのみ、そのような免除を付与することができるようにすべきである。いずれの場合においても、いかなる免除も、商品の最高価額に関する厳格な制限、物品又はサービスの購入のための専用の使用、及び蓄積された金額を他の価値と交換することができないことを条件とすべきである。

(59) 特定事業者は、マネーロンダリング又はテロ資金供与の疑いがある場合を除き、一定の価額未満の臨時取引又は関連する取引を行う顧客について顧客調査措置を適用することを求められるべきではない。10,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨額の閾値が大部分の臨時取引に適用されるが、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクがより高い業種において事業を営み、又はそのような取引を行う特定事業者は、より低い閾値の取引について顧客調査措置を適用することを求められるべきである。当該業種又は取引及び当該業種又は取引に適切な閾値を特定するため、AMLA は、専用の規制技術基準案を策定すべきである。

(60) 顧客調査の目的上、顧客が特定事業者と取引を行う者に限られない特定の状況がある。例えば、不動産取引に 1 人の公証人のみが関与する場合がこれに当たる。そのような場合には、マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の可能性のある事例を発見するために取引について適切な確認が行われることを確保するため、特定事業者は、買主及び売主の双方を顧客とみなし、両当事者について顧客調査措置を適用すべきである。本規則は、顧客が特定事業者の直接の顧客ではない、又は直接の顧客に限られない、そのような状況のリストを定めるべきである。当該リストは、典型的な状況において誰が顧客であるかについての理解を補完すべきものであり、当該用語の網羅的な解釈を包含するものと理解されるべきではない。同様に、取引関係は、継続性の要素を伴うようにサービスが反復して又は一定期間にわたって提供される限り、常に契約関係その他の正式な約定を必要とするものとされるべきではない。国内法が、公務員である特定事業者が顧客と契約関係を結ぶことを排除している場合には、当該国内法は、当該特定事業者が AML/CFT の目的上一連の取引を取引関係として取り扱うことを禁止するものと解釈されるべきではない。

(61) 高額現金支払に対する EU 全域にわたる上限の導入は、そのような支払の利用に関連するリスクを軽減する。しかしながら、当該上限未満の現金取引を行う特定事業者は、EU の金融システムへの入口となるため、引き続きマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクに対して脆弱である。したがって、現金の悪用のリスクを軽減するため、顧客調査措置の適用を求める必要がある。当該措置が 10,000 ユーロ未満の価額の取引がもたらすリスクに比例したものとなることを確保するため、当該措置は、3,000 ユーロ以上の現金による臨時取引を行う場合における顧客及び実質的支配者の特定及び検証に限定されるべきである。当該限定は、マネーロンダリング若しくはテロ資金供与の疑いがある場合に常に全ての顧客調査措置を適用すること、又は疑わしい取引を FIU に届け出ることを、特定事業者に免除するものではない。

(62) 一部のビジネスモデルは、特定事業者が、加盟店が物品又はサービスの提供の対価の支払を受けるための決済指図伝達サービスを提供するために当該加盟店と取引関係を有し、加盟店の顧客（当該加盟店に対する単一の又は 1 回限りの取引を開始することを決済指図伝達サービスに承認する者）とは取引関係を有しないことを基礎としている。そのようなビジネスモデルにおいては、AML/CFT 規則の目的上の特定事業者の顧客は加盟店であり、加盟店の顧客ではない。したがって、決済指図伝達サービスに関しては、顧客調査措置は、特定事業者により加盟店に対して適用されるべきである。本規則の適用範囲に含まれるその他の金融サービス（同一の事業者により提供される場合を含む。）に関しては、顧客の決定は、提供されるサービスを考慮して行われるべきである。

(63) ギャンブル活動は、その性質、地理的範囲及び関連するリスクにおいて様々である。本規則の比例的かつリスクベースの適用を確保するため、加盟国は、国営若しくは民営の宝くじ又は国が管理するギャンブル活動等、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクが低

いギャンブルサービスを特定し、それらに対し本規則の要件の全部又は一部を適用しないことを決定することができるようにすべきである。国内における例外の潜在的な越境的影響に鑑み、EU 全域において厳格なリスクベース・アプローチの一貫した適用を確保する必要がある。そのため、欧州委員会は、加盟国の決定を承認し、又は例外が証明された低リスクにより正当化されない場合にはこれを拒否することができるようにされるべきである。いずれの場合においても、より高いリスクに関連する活動については、いかなる例外も認められるべきではない。カジノ、オンラインギャンブル及びスポーツベッティング等の活動がこれに当たるが、オンラインギャンブル活動が国により管理されている場合（当該サービスの直接の提供によるか、又は当該ギャンブルサービスの組織、運営及び管理の方法の規制によるかを問わない。）は、この限りでない。ギャンブルに関連し得る公衆衛生上のリスク又は犯罪行為のリスクに鑑み、ギャンブルの組織、運営及び管理を規制する国内措置は、公の秩序、公共の安全又は公衆衛生の目的を真に追求するものである場合には、当該活動に関連するリスクの軽減に寄与し得る。

(64) ギャンブルサービス事業者に適用される 2,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨建ての額の基準額は、顧客が当該金額以上の単一の取引を行うか、合計して当該金額に達する複数のより少額の取引を行うかにかかわらず、満たされる。そのため、ギャンブルサービス事業者は、当該基準額がいつ満たされたか及び満たされたか否かを判断することができるよう、顧客の本人確認をまだ検証していない場合であっても、取引を特定の顧客に帰属させることができるようにすべきである。したがって、ギャンブルサービス事業者は、顧客調査を実施する要件の適用前に取引の帰属及び監視を可能とするシステムを整備すべきである。カジノその他の物理的なギャンブル施設の場合には、取引ごとに顧客の本人確認を行うことは実際的でないことがある。そのような場合には、ギャンブル施設において行われる取引（ゲーミング・チップの購入又は交換を含む。）を当該顧客に帰属させるシステムが整備されていることを条件として、ギャンブル施設への入場時に顧客を特定し、及び顧客の本人確認を検証することができるようにすべきである。

(65) 指令(EU)2015/849 は、顧客の特定義務の分野における加盟国の規則を一定程度調和させたものの、特定事業者が従うべき手続に関する詳細な規則を定めていなかった。マネーロンダリング及びテロ資金供与の防止における当該側面の決定的な重要性に鑑み、リスクベース・アプローチに従い、自然人又は法人、信託等の法的取極め若しくは国内法に基づき法的能力を有する事業体のいずれに関するものであるかを問わず、顧客の特定及び顧客の本人確認の検証に関するより具体的かつ詳細な規定を導入することが適当である。

(66) 技術の発展及びデジタル化の進展は、見込み顧客及び既存顧客の安全な遠隔又は電子的な特定及び検証を可能とし、顧客調査の遠隔での実施を容易にすることができる。欧州議会

及び理事会の規則(EU)No 910/2014[23]に定める識別ソリューションは、見込み顧客及び既存顧客の双方について、顧客の特定及び検証のための安全かつ信頼できる手段を可能とし、顧客調査の遠隔での実施を容易にすることができる。同規則に定める電子識別は、顧客の特定の過程において、特定事業者により考慮され、かつ、受け入れられるべきである。このような識別手段の利用は、適切なリスク低減措置が講じられている場合には、リスクの水準を標準的な水準又は低い水準にまで引き下げることができる。例えば、特定の加盟国における顧客の居住資格の性質又は第三国における居住のために、当該電子識別が顧客にとって利用可能でない場合には、検証は、関連する適格トラストサービスを通じて行われるべきである。

(67) AML/CFT の枠組みが不正な資金の金融システムへの流入を防止することを確保するため、特定事業者は、リスクベース・アプローチに沿って、見込み顧客との取引関係を開始する前に顧客調査を実施すべきである。もっとも、通常の業務の遂行を不必要に遅延させないため、特定事業者は、取引関係の確立の間に見込み顧客から情報を収集することができるようにすべきである。信用機関及び金融機関は、顧客調査の過程が成功裏に完了するまで取引が開始されないことを条件として、関係が確立された後に見込み顧客から必要な情報を取得することができるようにすべきである。

(68) 顧客調査の過程は、顧客の特定及び顧客の本人確認の検証に限られない。取引関係を開始し、又は臨時取引を行う前に、特定事業者は、取引関係又は臨時取引の目的及び性質についても評価すべきである。見込み顧客に伝達される、提案された商品又はサービスに関する契約前の情報その他の情報は、当該目的の理解に資することができる。特定事業者は、常に、見込まれる取引関係又は臨時取引の目的及び性質を明確な方法で評価することができるようにすべきである。提供されるサービス又は商品が顧客に様々な種類の取引又は活動を行うことを可能とする場合には、特定事業者は、当該関係の利用に関する顧客の意図について十分な情報を取得すべきである。

(69) AML/CFT の枠組みの実効性を確保するため、特定事業者は、リスクベース・アプローチに従い、顧客から取得した情報を定期的に見直すべきである。取引関係は、顧客の状況及び顧客が当該取引関係を通じて行う活動が時間の経過とともに変化するにつれて、発展する可能性が高い。顧客のリスク・プロファイルの包括的な理解を維持し、及び取引の有意義な精査を行うため、特定事業者は、リスクベース・アプローチに従い、顧客から取得した情報を定期的に見直すべきである。当該見直しは、定期的に行われるべきであるが、事実及び情報が顧客のリスク・プロファイル又は特定事項の潜在的な変化を示す場合には、顧客の関連する状況の変化によっても開始されるべきである。そのため、特定事業者は、取引先の法域の変化、取引の金額若しくは量の変化、リスクの観点から著しく異なる新たな商品若しくは

[23] 域内市場における電子取引のための電子識別及びトラストサービスに関し、並びに指令 1999/93/EC を廃止する 2014 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)No 910/2014（OJ L 257, 28.8.2014, p. 73）

サービスの要求があった場合又は実質的支配者の変更があった場合等の重要な変化に対応して、顧客ファイルを見直す必要性を検討すべきである。

(70) 最近顧客調査措置が実施された反復顧客に関しては、記録に保持されている情報及び書類に変更がない旨の確認を顧客から得ることにより、顧客調査措置を履行することができるようにすべきである。適切な顧客調査措置を講じることを確保することは特定事業者の責務であるから、このような方法は、特定事業者が顧客に関する情報に変更がないと確信している状況において、AML/CFT 義務の適用を容易にする。いずれの場合においても、顧客から受領した確認及び顧客に関して保持されている情報の変更は、記録されるべきである。

(71) 特定事業者は、取引関係の文脈において、複数の商品又はサービスを提供することがある。そのような状況において、情報、データ及び書類を定期的に更新する要件は、個々の商品又はサービスではなく、取引関係全体を対象とすることを意図している。提供される商品又はサービスの範囲全体にわたり、顧客の関連する状況が変化した時又は顧客調査の更新を開始させるその他の条件が満たされた時を評価し、取引関係全体について顧客ファイルの見直しを進めることは、特定事業者の責務である。

(72) 特定事業者は、マネーロンダリング又はテロ資金供与の疑いを生じさせる可能性のある取引を検知するための監視システムも整備すべきである。取引監視の実効性を確保するため、特定事業者の監視活動は、原則として、顧客に提供される全てのサービス及び商品並びに顧客のために行われ、又は特定事業者により顧客に提供される全ての取引を対象とすべきである。ただし、全ての取引を個別に精査する必要はない。監視の強度は、リスクベース・アプローチを尊重し、特に、顧客の特性及び顧客に関連するリスクの水準、提供される商品及びサービス並びに関係する国又は地理的地域を考慮して、正確かつ関連性のある基準に基づいて設計されるべきである。AMLA は、取引関係及び取引の監視の強度がリスクの水準に照らして適切かつ比例的であることを確保するため、ガイドラインを策定すべきである。

(73) 顧客調査措置を遵守することができない場合に取引関係を終了することは、顧客のプロファイルの変化の可能性によりもたらされるリスクに対する特定事業者のエクスポージャーを低減する。しかしながら、公益上の目的のために終了を追求すべきでない状況もあり得る。例えば、生命保険契約に関してはこれに該当し、特定事業者は、必要な場合には、終了に代わる措置として、顧客調査措置を遵守することができるようになるまで、当該顧客に対する追加的なサービスの禁止及び受益者への支払の留保によることを含め、取引関係を凍結する措置を講じるべきである。さらに、一定の商品及びサービスは、例えば貸付、支払口座又は預金の受入れとの関係において、特定事業者が指令(EU)2015/2366 第 4 条第 25 号に定義する顧客の資金を引き続き保有し、又は受領することを必要とする。ただし、このことは、取引関係を終了する要件に対する障害として扱われるべきではなく、当該要件は、顧客

のためにいかなる取引又は活動も行われないことを確保することにより達成することができる。

(74) 本規則の一貫した適用を確保するため、AMLA は、顧客調査に関する規制技術基準の案を作成する任務を有すべきである。当該規制技術基準は、各顧客に関連するリスクの水準に応じて、特定事業者が顧客との新たな取引関係を開始し、又は継続中の取引関係を評価するために取得すべき最低限の情報を定めるべきである。さらに、当該規制技術基準の案は、技術中立性の原則を尊重しつつ、市場参加者が、遠隔によるものを含め、顧客の本人確認を検証し、及び顧客調査を実施するための安全で、アクセス可能で、かつ、革新的な手段を開発することができるよう、十分な明確性を提供すべきである。これらの具体的な任務は、規則(EU)2024/1620 に定める AMLA の役割及び責任に沿うものである。

(75) 顧客調査措置の調和は、取引関係が EU 域内のどこで開設されるかにかかわらず、既存顧客又は見込み顧客に関連するリスクについての一貫した、かつ、一貫して実効的な理解の達成に寄与する。当該調和は、また、顧客調査の実施において取得された情報が、特定事業者により、マネーロンダリング及びテロ資金供与の防止における EU の目的を達成することなく、他の法的義務、特に欧州議会及び理事会の指令 2014/92/EU[24]又は指令(EU)2015/2366 に定める義務の回避をもたらすおそれのあるデリスキングの慣行を追求するために利用されないことを確保すべきである。顧客調査義務の遵守の適切な監督を可能とするため、特定事業者が、顧客との新たな取引関係が確立されるか否か、及び取引関係の確立を拒否した際に疑わしい取引の届出を提出したか否かにかかわらず、顧客調査の過程において講じた措置及び取得した情報の記録を保存することが重要である。特定事業者が、見込み顧客との取引関係を開始しない旨、既存の取引関係を終了する旨、臨時取引の実行を拒否する旨又は取引関係の終了に代わる措置を適用する旨の決定を行う場合には、顧客調査の記録には、当該決定の理由が含まれるべきである。これにより、監督当局は、特定事業者がその顧客調査の慣行を適切に調整しているか否か及び当該事業者のリスク・エクスポージャーがどのように推移しているかを評価することができるようになり、また、EU 全域における特定事業者による顧客調査規則の適用に関する統計的証拠の構築に資することとなる。

(76) 現行の AML/CFT の枠組みにおける既存顧客の見直しのアプローチは、既にリスクベースである。しかしながら、一定の仲介的な構造に関連するマネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与のより高いリスクに鑑みると、当該アプローチでは、リスクの適時の検知及び評価が可能とならないおそれがある。したがって、明確に特定された類型の既存顧客も定期的に監視されることを確保することが重要である。

[24] 支払口座に係る手数料の比較可能性、支払口座の乗換え及び基本的機能を有する支払口座へのアクセスに関する 2014 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会の指令 2014/92/EU（OJ L 257, 28.8.2014, p. 214）

(77) リスクそれ自体は本質的に変動するものであり、その変数は、単独で又は組み合わさって、もたらされる潜在的なリスクを増加させ、又は減少させることができ、したがって、顧客調査措置等の予防措置の適切な水準に影響を及ぼす。

(78) 低リスクの状況においては、特定事業者は、簡素化された顧客調査措置を適用することができるようにすべきである。このことは、顧客調査措置の免除又は不存在に等しいものではない。それはむしろ、簡素化され、又は軽減された一連の精査措置から成るものであるが、標準的な顧客調査手続の全ての構成要素に対応すべきものである。リスクベース・アプローチに沿って、特定事業者は、それでもなお、顧客若しくは取引の精査の頻度若しくは強度を低減し、又は取引関係の目的若しくは単純な商品の利用に関して適切な推定に依拠することができるようにすべきである。顧客調査に関する規制技術基準は、欧州委員会が実施する EU レベルのリスク評価において特定されたより低リスクの状況の場合に特定事業者が実施することができる具体的な簡素化された措置を定めるべきである。規制技術基準の案を策定する際には、AMLA は、社会的及び金融的包摂の維持に十分な考慮を払うべきである。

(79) 一定の状況がマネーロンダリング又はテロ資金供与のより高いリスクをもたらすことが認識されるべきである。全ての顧客の本人確認及び事業プロファイルは、顧客調査措置の通常の適用により確定されるべきであるが、特に厳格な顧客の特定及び検証の手続が必要とされる場合がある。したがって、国境を越えるコルレス関係に関する具体的な強化された顧客調査措置を含め、当該強化された顧客調査措置に関する詳細な規則を定めることが必要である。

(80) 第三国のコルレス先機関との国境を越えるコルレス関係は、継続的かつ反復的な性質により特徴付けられる。さらに、国境を越える全てのコルレス銀行サービスが同一の水準のマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクをもたらすわけではない。したがって、強化された顧客調査措置の強度は、リスクベース・アプローチの原則の適用により決定されるべきである。ただし、リスクベース・アプローチは、設立された地に物理的な拠点を有しない第三国のコルレス先機関、又は暗号資産サービスを提供する未登録かつ無免許の事業体と取引を行う場合には、適用されるべきではない。シェル機関に内在するマネーロンダリング及びテロ資金供与の高いリスクに鑑み、信用機関及び金融機関は、当該シェル機関との間並びにその口座がシェル機関により利用されることを許容する第三国の取引相手方との間で、いかなるコルレス関係も持つことを差し控えるべきである。規制されていないサービスを提供するための EU の金融システムの悪用を回避するため、暗号資産サービス事業者も、その口座がネスティッド取引所（nested exchanges）により利用されないことを確保すべきであり、及びそのような試みを検知するための方針及び手続を整備すべきである。

(81) 監督当局は、その監視機能の遂行の文脈において、第三国のコルレス先機関による AML/CFT 要件の違反又は当該機関による AML/CFT 要件の実施における弱点が EU の金融シ

ステムにリスクをもたらす状況を特定することがある。当該リスクを低減するため、AMLA は、EU 域内の信用機関及び金融機関に対し、当該第三国のコルレス先機関の不備に関する AMLA の見解を通知するため、勧告を行うことができるようにすべきである。当該勧告は、AMLA 及び EU 域内の金融監督当局が、第三国のコルレス先機関に存在する違反及び弱点が EU 域内の信用機関及び金融機関によるコルレス関係のリスク・エクスポージャーに影響を及ぼす可能性が高いことについて合意する場合であって、当該第三国のコルレス先機関及びその監督当局が意見を述べる機会を与えられたときに、発出されるべきである。EU の金融システムの良好な機能を維持するため、信用機関及び金融機関は、AMLA による勧告に対応して、コルレス関係によりもたらされるリスクに対処するための十分な低減措置を講じることができない限りコルレス関係の開始又は継続を差し控えることによることを含め、適切な措置を講じるべきである。

(82) 強化された顧客調査措置の文脈において、取引関係の確立について上級管理職から承認を得ることは、全ての場合において取締役会から承認を得ることを意味する必要はない。当該承認は、当該事業者のマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク・エクスポージャーについて十分な知識を有し、かつ、そのリスク・エクスポージャーに影響を及ぼす決定を行うのに十分な上位の地位にある者により与えられることができるようにすべきである。

(83) EU の金融システムの適正な機能をマネーロンダリング及びテロ資金供与から保護するため、欧州委員会は、国内の AML/CFT 制度における欠陥が EU 域内市場の健全性に対する脅威となる第三国を特定する委任法令を採択する権限を付与されるべきである。技術並びに犯罪者が利用可能な手段の絶え間ない進化により助長される、EU 域外からのマネーロンダリング及びテロ資金供与の脅威の変化する性質は、既存のリスクに効率的に対処し、及び新たなリスクの発生を防止するため、第三国に関する法的枠組みの迅速かつ継続的な適合を行うことを必要とする。欧州委員会は、その評価の基礎として、FATF の声明、相互審査報告書若しくは詳細評価報告書又は公表されたフォローアップ報告書等の、AML/CFT の分野における国際機関及び基準設定主体からの情報を考慮し、適当な場合には、その変化に合わせてその評価を適合させるべきである。欧州委員会は、EU 域内市場の健全性に対する脅威となる第三国の AML/CFT 制度の欠陥を確認した日から 20 日以内に行動すべきである。

(84) 関連する国際的な基準設定主体、すなわち FATF により「行動要請の対象となる」第三国は、その法的及び制度的な AML/CFT の枠組み並びにその実施において、持続的な性質を有する重大な戦略上の欠陥を有しており、当該欠陥は、EU の金融システムに高いリスクをもたらす可能性が高い。当該重大な戦略上の欠陥の持続的な性質は、当該第三国によるこれに取り組む意思の欠如又は継続的な不履行を反映しており、当該第三国から生じる脅威の水準が高まっていることを示すものであり、EU レベルでの実効的で、一貫した、かつ、調和された低減のための対応を必要とする。したがって、特定事業者は、根底にあるリスクを管理し、及び低減するため、当該高リスク第三国が関係する臨時取引及び取引関係に対し、利

用可能な強化された顧客調査措置の全てを適用することを義務付けられるべきである。さらに、高い水準のリスクは、特定事業者のレベルであるか加盟国によるものであるかを問わず、追加的な具体的対抗措置の適用を正当化する。このようなアプローチにより、関連する対抗措置の決定における相違を回避することができ、当該相違は EU の金融システム全体をリスクにさらすこととなる。加盟国は、低減されていない具体的なリスクを特定した場合には、追加的な対抗措置を適用することができるようにすべきであり、その場合には、その旨を欧州委員会に通知すべきである。欧州委員会は、当該リスクが域内市場にとって関連性を有すると認める場合には、当該リスクを低減するために必要な追加的な対抗措置を含めるよう、関連する委任法令を更新することができるようにすべきである。欧州委員会は、当該対抗措置が必要でなく、かつ、EU 域内市場の適正な機能を損なうと認める場合には、当該加盟国が当該具体的な対抗措置を終了させる旨を決定する権限を付与されるべきである。当該決定のための手続を開始する前に、欧州委員会は、関係加盟国に対し、欧州委員会の検討に関する意見を提出する機会を与えるべきである。その技術的専門知識に鑑み、AMLA は、適切な対抗措置の特定において欧州委員会に有益な意見を提供することができる。

(85) FATF による「監視強化」の対象となる第三国における法的及び制度的な AML/CFT の枠組み並びにその実施の双方における遵守上の弱点は、犯罪者により悪用されやすい。このことは、EU の金融システムにとってのリスクとなる可能性が高く、当該リスクは管理され、及び低減される必要がある。特定された弱点に対処するという当該第三国のコミットメントは、リスクを除去するものではないものの、高リスク第三国に適用されるものよりも厳格でない低減のための対応を正当化する。当該第三国が特定された弱点に対処することにコミットする場合には、特定事業者は、当該第三国に設立された自然人又は法人と取引を行うときは、臨時取引及び取引関係に対し、各第三国において特定された具体的な弱点に合わせて調整された強化された顧客調査措置を適用すべきである。適用されるべき強化された顧客調査措置をこのように詳細に特定することは、リスクベース・アプローチに沿って、当該措置がリスクの水準に比例することも確保することとなる。そのような一貫した、かつ、比例的なアプローチを確保するため、欧州委員会は、国別のリスクを低減するためにいかなる具体的な強化された顧客調査措置が必要とされるかを特定することができるようにすべきである。AMLA の技術的専門知識に鑑み、AMLA は、適切な強化された顧客調査措置を特定するため、欧州委員会に有益な意見を提供することができる。

(86) FATF により行動要請又は監視強化の対象として公に特定されていない国であっても、EU の金融システムの健全性に対して具体的かつ重大な脅威をもたらす可能性があり、これは、その AML/CFT 制度における遵守上の弱点又は持続的な性質を有する重大な戦略上の欠陥のいずれかによるものであり得る。戦略上の欠陥を有する国又は遵守上の弱点を有する国に適用される措置によっては低減することができない当該具体的なリスクを低減するため、欧州委員会は、例外的な状況において、明確な一連の基準に基づき、かつ、AMLA の支援を得て、当該第三国を特定することにより行動をとることができるようにすべきであ

る。EU の金融システムにもたらされるリスクの水準に応じて、欧州委員会は、高リスク第三国に関しては全ての強化された顧客調査措置及び国別の対抗措置の適用を、遵守上の弱点を有する第三国に関しては国別の強化された顧客調査措置の適用を、それぞれ求めるべきである。

(87) FATF により行動要請又は監視強化の対象として公に特定されていないものの、EU の金融システムに対して具体的かつ重大な脅威をもたらす第三国の一貫した特定を確保するため、欧州委員会は、実施法令により、例外的な状況における当該第三国の特定のための方法論を定めることができるようにすべきである。当該方法論には、特に、基準をどのように評価するか、並びに当該第三国との相互作用のための手続及び当該特定の準備段階における加盟国及び AMLA の関与のための手続が含まれるべきである。

(88) 本規則に基づき特定された第三国の AML/CFT の枠組み又はその実施には、例えば、特定された弱点に対処するという当該国のコミットメントの結果又はこれに取り組むための関連する AML/CFT 措置の採択の結果として、変更があり得、当該変更は、当該第三国から生じるリスクの性質及び水準を変化させ得ることを考慮し、欧州委員会は、当該具体的な強化された顧客調査措置が引き続き比例的かつ適切であることを確保するため、当該措置の特定を定期的に見直すべきである。

(89) EU の金融システムに対する潜在的な外部の脅威は、第三国から生じるだけでなく、EU 域外の特定の地理的地域に関して観察される特定の顧客リスク要因又は商品、サービス、取引若しくは提供経路に関連しても生じ得る。したがって、EU の特定事業者がさらされる可能性のあるマネーロンダリング及びテロ資金供与の傾向、リスク及び手口を特定する必要がある。AMLA は、EU 域外からの新たなマネーロンダリング及びテロ資金供与の類型を検知し、その推移を監視して、当該リスクの低減を目的とする強化された顧客調査措置を適用する必要性について EU の特定事業者に指針を提供するのに最も適した立場にある。

(90) EU 域内又は国際的に重要な公的職務を現に有し、又は過去に有していた個人、特に汚職が蔓延している国の個人との関係は、金融セクターを重大な評判上及び法的なリスクにさらす可能性がある。汚職と闘うための国際的な取組も、そのような者に特別の注意を払い、並びに重要な公的職務を現に委ねられ、若しくは過去に委ねられていた者及び国際機関の高位の者に関して適切な強化された顧客調査措置を適用する必要性を正当化する。したがって、PEP との取引又は取引関係に関して特定事業者が適用すべき措置を明記することが必要である。リスクベース・アプローチを容易にするため、AMLA は、PEP、その家族構成員又は密接な関係者であることが知られている者の特定の類型に関連するリスクの水準の評価に関するガイドラインを発出する任務を付与されるべきである。

(91) 重要な公的職務を現に委ねられ、又は過去に委ねられていた者に関連するリスクは、国レベルに限られず、地域レベル又は市町村レベルにも存在し得る。このことは、地方レベル

において、都市等の人口密集地域について特に当てはまり、当該地域は、地域レベルと並んで、多額の公的資金並びに重要なサービス又は許可へのアクセスを管理していることが多く、その結果として汚職及び関連するマネーロンダリングのリスクが生じる。したがって、重要な公的職務を現に委ねられ、又は過去に委ねられていた者の類型に、市町村の連合体及び大都市圏を含め、住民 5 万人以上の地域及び地方の当局の長を含めることが必要である。同時に、加盟国の地理及び行政組織は著しく異なることが認識されるべきであり、加盟国は、適当な場合には、リスクに基づき関連する地方当局を対象とするため、より低い基準値を設定することができるようにすべきである。加盟国がより低い基準値を設定することを決定する場合には、当該より低い基準値を欧州委員会に通知すべきである。

(92) 国又は地域若しくは地方の当局により支配される企業の運営機関、管理機関又は監督機関の構成員も、汚職及び関連するマネーロンダリングのリスクにさらされ得る。当該企業の予算規模及び運用資金に鑑み、当該リスクは、国により支配される企業の上級執行構成員に関して特に深刻である。リスクは、地域及び地方の当局により支配される相当規模の企業に関しても生じ得る。その結果、地域又は地方の当局により支配される企業の上級執行役員は、当該企業が欧州議会及び理事会の指令 2013/34/EU[25]第 3 条に定義する中規模若しくは大規模の企業又はグループに該当する場合には、PEP とみなされるべきである。ただし、地理的及び行政組織上の相違並びに当該企業及びその上級執行役員に関連する権限及び責任を認識し、加盟国は、リスクに基づき、より低い年間売上高の基準値を設定することを選択することができるようにすべきである。その場合には、加盟国は、当該決定を欧州委員会に通知すべきである。

(93) EU 域内の PEP を特定するため、加盟国により、国内の法律、規則及び行政規定に従い重要な公的職務に該当する具体的な職務を示すリストが発出されるべきである。加盟国は、その領域内に認証された各国際機関に対し、当該国際機関における重要な公的職務のリストを発出し、及び最新の状態に維持するよう要請すべきである。欧州委員会は、EU の機関又は組織において重要な公的職務を委ねられている者に関して、EU 全域において有効であるべきリストを取りまとめ、及び発出する任務を付与されるべきである。重要な公的職務の特定及び通知に対する調和されたアプローチを確保するため、欧州委員会は、実施法令により、加盟国の通知に用いられる様式を定めることができるようにすべきであり、また、本規則により特定された重要な公的職務の類型を、それが加盟国間で共通する場合に補完する委任法令を採択する権限を付与されるべきである。

(94) 顧客が重要な公的機能を委ねられなくなった場合においても、例えば、その者がなお行使し得る非公式な影響力のために、又はその者の従前の機能と現在の機能が関連しているた

[25] 一定の種類の事業体の年次財務諸表、連結財務諸表及び関連報告書に関し、欧州議会及び理事会の指令 2006/43/EC を改正し、並びに理事会指令 78/660/EEC 及び理事会指令 83/349/EEC を廃止する 2013 年 6 月 26 日の欧州議会及び理事会の指令 2013/34/EU（OJ L 182, 29.6.2013, p. 19）

めに、その者はなお高いリスクをもたらし得る。特定事業者は、当該継続的なリスクを考慮し、当該個人がもはやリスクをもたらさないとみなされる時まで、かつ、いかなる場合においても、その者が重要な公的機能を委ねられなくなった時から 12 か月以上の期間、1 つ以上の強化された顧客調査措置を適用することが不可欠である。

(95) 保険会社は、多くの場合、保険契約の受益者との顧客関係を有していない。しかしながら、保険会社は、保険契約の保険金が PEP の利益となる場合等、より高いリスクの事例を特定することができるべきである。これに該当するか否かを判断するため、保険契約には、受益者を新規顧客であるかのように特定するための合理的な措置が含まれるべきである。当該措置は、保険金の支払の時又は保険契約の譲渡の時に講じることができるべきであるが、それより後であってはならない。

(96) 私的及び職業上の密接な関係は、マネーロンダリング及びテロ資金供与の目的のために濫用されるおそれがある。そのため、PEP に関する措置は、その家族構成員及び密接な関係者であることが知られている者にも適用されるべきである。家族構成員及び密接な関係者であることが知られている者を適切に特定することは、PEP の国の社会経済的及び文化的構造に左右され得る。このような背景の下、AMLA は、密接な関係者とみなされるべき者を特定するために用いる基準に関するガイドラインを発出する任務を有するべきである。

(97) PEP により濫用されるおそれのある家族構成員との関係は、親及び直系卑属との関係のみならず、兄弟姉妹との関係も含み得る。これは、中央政府の上級職を占める PEP の類型について、特に当てはまる。しかしながら、兄弟姉妹関係の濫用の可能性に影響を及ぼし得る、国レベルで存在する社会経済的及び文化的構造の相違を考慮し、加盟国は、当該関係の濫用のリスクを適切に軽減するため、PEP の家族構成員として兄弟姉妹を指定する範囲をより広く適用することができるべきである。加盟国がより広い範囲を適用することを決定した場合には、当該加盟国は、当該より広い範囲の詳細を欧州委員会に通知するべきである。

(98) PEP、その家族構成員及び密接な関係者であることが知られている者に関する要件は、予防的な性質のものであって刑事的な性質のものではなく、PEP、その家族構成員又は密接な関係者が犯罪行為に関与していることを示唆するものと解釈されるべきではない。ある者が PEP 又は PEP の家族構成員若しくは密接な関係者であることが知られている者であるとの判断のみに基づいて、その者との取引関係を拒絶することは、本規則の文言及び精神に反する。

(99) 投資による居住権制度がマネーロンダリング、租税犯罪、汚職及び標的型金融制裁の回避に対して脆弱であること、並びに EU 全体にとって関連する重大な安全保障上の脅威が生じ得ることに鑑み、特定事業者は、当該制度の枠組みにおいて加盟国における居住権を申請する過程にある第三国国民である顧客に関して、最低限、特定の強化された顧客調査を実施することが適当である。

(100) 富裕度の高い個人に対する個別化された資産運用サービスの提供は、信用機関、金融機関並びに信託又はカンパニーサービス事業者を、当該サービスの複雑かつ多くの場合個別化された性質から生じるものを含む、特定のリスクにさらすおそれがある。したがって、当該取引関係がマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の高いリスクをもたらすとみなされる場合に、最低限適用されるべき一連の強化された顧客調査措置を定めることが必要である。顧客が 50,000,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨若しくは外国通貨の価値以上の資産を保有しているとの判断においては、預金として保有されるか貯蓄商品として保有されるかを問わず現金及び現金同等物を含む金融資産及び投資可能資産、並びに株式、債券及び投資信託等の投資を、それらが当該特定事業者との長期契約に基づき保有されている場合であっても、考慮に入れる。さらに、顧客の不動産資産（その私邸を除く。）の価値も考慮に入れられるべきである。当該判断を行うに当たり、信用機関、金融機関並びに信託又はカンパニーサービス事業者は、顧客の総資産の精密な計算を行い、又は要求する必要はない。むしろ、当該事業者は、顧客が金融資産、投資可能資産又は不動産資産において 50,000,000 ユーロ又はこれに相当する国内通貨若しくは外国通貨の価値以上の資産を保有しているか否かを確認するための措置を講じるべきである。

(101) 顧客の特定手続の反復を避けるため、適切な保護措置を条件として、特定事業者が他の特定事業者により収集された顧客情報に依拠することを認めることが適当である。特定事業者が他の特定事業者に依拠する場合には、顧客調査に関する最終的な責任は、他の特定事業者が実施した顧客調査に依拠することを選択した特定事業者に引き続き帰属するべきである。依拠される特定事業者もまた、疑わしい取引を届け出る要件及び記録を保存する要件を含む AML/CFT 要件の遵守に関する自らの責任を引き続き負うべきである。

(102) グループ全体の方針及び手続、情報交換並びに依拠に関するものを含め、EU 全域にわたり調和された AML/CFT 要件を導入することにより、グループ内で業務を行う特定事業者は、同一の顧客に関する状況において、当該グループ内に整備されたシステムを最大限に活用することが可能となる。当該規則は、グループ全体にわたる AML/CFT 規則の一貫した効率的な実施を可能にするのみならず、例えば、グループ内の特定事業者が、その顧客の特定及び本人確認の検証に関する要件を遵守するために、当該グループ内の他の特定事業者が採用した手続の結果に依拠することを可能にすることにより、グループレベルでの規模の経済の利益をももたらす。

(103) 第三者が実施した措置への依拠が効率的に機能するためには、当該依拠が行われる条件について、更なる明確化が必要である。AMLA は、第三者への依拠を行うことができる条件並びにそれぞれの当事者の役割及び責任に関するガイドラインを策定する任務を有するべきである。EU 全域において依拠に対する一貫した監督が確保されるよう、当該ガイドラインは、特定事業者が当該慣行を用いる場合に、監督当局がどのように当該慣行を考慮し、AML/CFT 要件の遵守を検証するべきかについても明確にするべきである。

(104) 実質的支配の概念は、複雑な企業構造の透明性を高めるために導入された。実質的支配者に関する正確で、最新の、かつ、十分な情報にアクセスする必要性は、そうでなければ当該不透明な構造の背後に自らの身元を隠すことができるおそれのある犯罪者を追跡する上での重要な要素である。加盟国は、現在、会社その他の法人並びに明示信託その他の類似の法的取極めが、その実質的支配に関する十分で、正確な、かつ、最新の情報を取得し、保有することを確保するよう求められている。しかしながら、加盟国が課す透明性の程度は様々である。当該規則は異なる解釈の対象となっており、その結果、特定の法人又は法的取極めの実質的支配者を特定する方法が異なるものとなっている。これは、とりわけ、法人又は法的取極めの間接的な所有を計算する方法の不統一及び加盟国の法制度の相違によるものである。このことは、達成が意図されていた透明性を阻害している。したがって、域内市場全体にわたり、実質的支配者の一貫した定義及びその適用を達成するため、当該規則を明確化することが必要である。

(105) 法人及び法的取極めの実質的支配を特定するための規則の適用は、関係する利害関係者が具体的な事例に直面した場合、とりわけ、所有権の基準と支配の基準が併存する複雑な企業構造の事例において、又は間接的な所有若しくは支配を判断する目的のために、実施上の問題を生じさせ得る。法人、受託者又は類似の法的取極めにおいて同等の地位を有する者及び特定事業者による当該規則の適用を支援するため、並びに本規則の調和の目的に沿って、欧州委員会は、事例の使用によるものを含め、様々な状況において実質的支配者を特定するための規則がどのように適用されるべきかを定めるガイドラインを採択することができるべきである。

(106) 実質的支配者の有意義な特定には、その他の手段による支配が行使されているか否かの判断が必要である。所有権又は所有権による支配の存在の判断は、必要ではあるが十分ではなく、実質的支配者を判断するための確認の必要性を排除するものではない。いずれかの自然人がその他の手段による支配を行使しているか否かの判定は、所有権を判断することができない場合にのみ実施される後続の判定ではない。2 つの判定、すなわち、所有権又は所有権による支配の存在の判定及びその他の手段による支配の判定は、並行して実施されるべきである。

(107) 株式若しくは議決権又はその他の所有権の 25%以上の所有は、一般に、会社事業体の実質的支配を成立させる。所有権は、支配権及び利益の享受の観点から重要な権利（利益の分配又はその他の内部資源若しくは残余財産の分配を受ける権利等）の双方を包含するべきである。しかしながら、例えば、特定の類型の会社事業体が事業を行う特定の高リスク部門のために、当該会社事業体がマネーロンダリング又はテロ資金供与の目的のために悪用されるリスクがより高い状況があり得る。そのような状況においては、犯罪者が直接若しくは間接の所有又は支配を通じて当該事業体を設立し、又は当該事業体に浸透することを思いとどまらせるため、強化された透明性措置が必要である。EU が当該様々な水準のリスクを適切

に軽減することができることを確保するため、より低い実質的支配の透明性に係る閾値の対象とされるべき会社事業体の類型を特定する権限を欧州委員会に付与することが必要である。そのため、加盟国は、より高いマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクにさらされている会社事業体の類型を特定した場合には、欧州委員会に通知するべきである。当該通知において、加盟国は、当該リスクを軽減すると考えるより低い所有の閾値を示すことができるべきである。当該特定は、継続的に行われるべきであり、EU レベルでのリスク評価及び国家リスク評価の結果並びに AMLA、ユーロポールその他のマネーロンダリング及びテロ資金供与の防止、捜査及び訴追において役割を有する EU の機関が作成した関連する分析及び報告に依拠するべきである。当該より低い閾値は、会社事業体が犯罪目的のために悪用されるより高いリスクを軽減するのに十分に低い水準とされるべきである。そのため、当該より低い閾値は、一般に、株式若しくは議決権又はその他の所有権の 15%を超えて設定されるべきではない。ただし、リスクに応じた評価に基づき、より高い閾値が、特定されたリスクに対処するためにより比例的である場合があり得る。その場合には、欧州委員会は、所有権の 15%から 25%までの間で閾値を設定することができるべきである。

(108) 多層的な所有及び支配の構造は、その複雑な性質により、実質的支配者の特定をより困難にする。「所有又は支配の構造」の概念は、複数の階層にわたる法人又は法的取極めの間に存在する関係の結果として、法人が間接的に所有され、若しくは支配される態様、又は法的取極めが間接的に支配される態様を記述することを意図したものである。域内市場全体にわたる一貫したアプローチを確保するため、当該状況に適用される規則を明確化することが必要である。そのため、いずれかの自然人が株式若しくは議決権又はその他の所有権の 25%以上の直接又は間接の持株を有しているか否か、及びいずれかの自然人が会社事業体における株式若しくは議決権又はその他の所有権の 25%以上を有する直接の株主を支配しているか否かを同時に評価することが必要である。間接的な持株の場合には、実質的支配者は、所有の連鎖における持分を乗じることにより特定されるべきである。そのため、同一の自然人が直接又は間接に所有する全ての持分は、合算されるべきである。これには、所有の各階層における持株を考慮に入れることが必要である。会社事業体における株式若しくは議決権又はその他の所有権の 25%が、会社事業体以外の法人である株主により所有されている場合には、実質的支配は、いずれかの自然人が株主に対してその他の手段による支配を行使しているか否かを含め、当該株主の具体的な構造を考慮して判断されるべきである。

(109) 会社事業体の株式が法的取極めにおいて保有されている場合、又は財団若しくは類似の法人により保有されている場合における当該会社事業体の実質的支配者の判断は、法人と法的取極めとの間で実質的支配の性質及び特定基準が異なることに鑑み、より困難となり得る。したがって、当該多層的な構造の状況に対処するための明確な規則を定めることが必要である。そのような場合には、法的取極め又は財団等の類似の法人の全ての実質的支配者が、当該法的取極めにおいて株式が保有され、又は当該財団により株式が保有されている会社事業体の実質的支配者とされるべきである。

(110) 域内市場全体にわたる規則の一貫した適用を確保するためには、支配の概念についての共通の理解及び支配の手段のより精確な定義が必要である。支配は、実質的な事項に関する会社事業体の意思決定に対して自らの意思を押し付ける実効的な能力と理解されるべきである。通常の支配の手段は、議決権の過半数の持分である。実質的支配者の地位は、重要な所有権を有することなく、又は所有権を全く有することなく、その他の手段による支配によっても成立し得る。そのため、法人の実質的支配者である全ての個人を確認するため、支配は、所有権とは独立して特定されるべきである。支配は、一般に、法的手段及び法的手段以外の手段を含む、あらゆる手段により行使され得る。当該手段は、各法人の具体的な状況に応じて、その他の手段による支配が行使されているか否かを評価するために考慮に入れられ得る。

(111) 間接的な所有又は支配は、連鎖における複数の環により、又は複数の個別の若しくは相互に結び付いた連鎖により判断され得る。連鎖における環は、いかなる自然人若しくは法人又は法的取極めでもあり得る。環の間の関係は、所有権若しくは議決権又はその他の支配の手段から成り得る。そのような場合において、所有構造の中に所有権と支配が併存するときは、実質的支配者の特定に対する調和されたアプローチを支援するため、実質的支配の特定に関する具体的かつ詳細な規則が必要である。

(112) 実効的な透明性を確保するため、加盟国の領域内で創設され、又は設定された可能な限り広範な法人及び法的取極めが、実質的支配に関する規則の対象とされるべきである。これには、所有権を保有することができることを特徴とする会社事業体並びにその他の法人及び明示信託に類似する法的取極めが含まれる。加盟国の法制度の相違により、当該広範な類型には、様々な異なる組織構造が包含される。加盟国は、会社事業体及びその他の法人の双方について、実質的支配者が実質的支配者の特定に関する規則に従って特定される法人の種類の一覧を欧州委員会に通知するべきである。

(113) 社団、労働組合、政党又は教会等の特定の法人の特有の性質からは、所有権又は構成員資格に基づく実質的支配者の有意義な特定は導かれない。しかしながら、そのような場合において、上級管理職員がその他の手段により当該法人に対する支配を行使している場合があり得る。そのような場合には、当該職員が実質的支配者として報告されるべきである。

(114) 明示信託及び財団等の類似の法人又は類似の法的取極めの実質的支配者の一貫した特定を確保するため、調和された実質的支配に関する規則を定めることが必要である。加盟国は、明示信託及び類似の法人又は法的取極めの実質的支配者の特定に従って実質的支配者が特定される、明示信託に類似する法人及び法的取極めの種類の一覧を欧州委員会に通知することを求められるべきである。欧州委員会は、実施法令により、明示信託に類似する構造又は機能を有する、加盟国の法に準拠する法的取極め及び法人の一覧を採択することができるべきである。

(115) 裁量信託は、その受託者に、信託財産又はそこから生じる利益の配分に関する裁量を認めるものである。そのため、受益者又は受益者の類型は当初から確定しておらず、むしろ、受託者がその中から受益者を選択することができる者の集団、又は受託者がその裁量を行使しない場合に受益者となる者が存在するのみである。法的取極めに関する FATF 基準の最近の改訂により認識されたとおり、受益者に関する透明性は受託者の裁量の行使の時にのみ達成されることになるため、裁量信託について最低限の水準の透明性が課されない場合には、当該裁量は悪用され、実質的支配者を不明瞭にすることを可能にするおそれがある。したがって、全ての種類の法的取極めについて十分かつ一貫した透明性を確保するため、裁量信託の場合には、受託者の権限の対象者（objects of a power）及び受託者がその裁量を行使しなかった場合に財産又は利益を受領することとなる帰属権利者（default takers）に関する情報も収集されることが重要である。権限の対象者又は帰属権利者が個別にではなく、類型として特定される状況がある。そのような場合には、当該類型に関する情報及び当該類型の中から選択された個々の者に関する情報が収集されるべきである。

(116) 加盟国における明示信託及び類似の法的取極めの特徴は様々である。調和されたアプローチを確保するため、当該取極めの特定に関する共通の原則を定めることが適当である。明示信託は、委託者の発意により設定される信託である。法律により設定される信託又は委託者の設定に関する明示の意思に由来しない信託は、本規則の適用範囲から除外されるべきである。明示信託は、通常、書面による信託証書又は信託書面等の文書の形式で設定され、通常、事業上又は個人的な必要を満たすものである。明示信託に類似する法的取極めとは、構造又は機能において類似する、法人格を有しない取極めである。決定的な要素は、法的取極めの種類の名称ではなく、明示信託の定義の基本的な特徴、すなわち、通常は事業上又は個人的な性質を有する特定の目的（受益者の利益等）のために、財産を特定の者の管理及び支配の下に置くという委託者の意思が満たされていることである。明示信託に類似する法的取極めの実質的支配者の一貫した特定を確保するため、加盟国は、明示信託に類似する法的取極めの種類の一覧を欧州委員会に通知するべきである。当該通知には、特定の法的取極めを明示信託に類似するものとして特定することを正当化し、かつ、その他の法的取極めが構造又は機能において明示信託と類似しないとされた理由を説明する評価が添付されるべきである。当該評価を行うに当たり、加盟国は、自国の法に準拠する全ての法的取極めを考慮に入れるべきである。

(117) 財団等の一部の種類の法人並びに明示信託及び類似の法的取極めに関しては、個々の受益者が未だ確定していないため、これを特定することができない。そのような場合には、実質的支配者情報は、その代わりに、受益者の類型及びその特徴の記述を含むべきである。当該類型の中の受益者が指定され次第、当該受益者は実質的支配者となる。さらに、受益者は存在するが、その特定が当該法人又は法的取極めに関連するマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクとの関係で比例的でない、特定の種類の法人及び法的取極めが存在する。

これは、欧州議会及び理事会の指令(EU)2016/2341[26]の適用範囲内の年金制度等の規制された商品に関して該当し、また、例えば、従業員による金融上の所有若しくは参加の制度又は非営利若しくは慈善の目的を有する法人若しくは法的取極めに関して、当該法人及び法的取極めに関連するリスクが低いことを条件として、該当し得る。そのような場合には、受益者の類型の特定で十分とされるべきである。

(118) 指令(EU)2016/2341 により規制される年金制度は、厳格な監督基準に服し、マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクが低い規制された商品である。当該年金制度が法的取極めの形式で設定される場合には、その受益者は、自らの退職給付の管理のために、その雇用契約に関連付けられた当該商品に依拠する被用者及び労働者である。マネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクが低い退職給付の特有の性質により、当該受益者の各人の特定を要求することは比例的ではなく、透明性に関する義務を履行するためには、当該類型及びその特徴の特定で十分とされるべきである。

(119) 集団投資事業の実質的支配者の一貫した特定を確保するため、調和された実質的支配に関する規則を定めることが必要である。集団投資事業が加盟国において法人格を有する法人の形式で存在するか、法人格を有しない法的取極めとして存在するか、又はその他の形式で存在するかにかかわらず、実質的支配者の特定に対するアプローチは、その目的及び機能に整合するものであるべきである。

(120) 実質的支配の透明性に関する制度に対する一貫したアプローチは、域内市場全体にわたり実質的支配者に関して同一の情報が収集されることを確保することも必要とする。各場合において収集されるべき情報に関する精確な要件を導入することが適当である。当該情報には、実質的支配者である自然人の適切な特定及び当該自然人が実質的支配者として特定された理由を確保するために必要な、実質的支配者に関する最低限の一連の個人データ、法人又は法的取極めにおいて保有される実質的な権益の性質及び範囲に関する情報並びに当該法人又は法的取極めに関する情報が含まれる。

(121) 実質的支配の透明性に関する実効的な枠組みは、様々な経路を通じて情報が収集されることを必要とする。そのような多面的なアプローチには、法人又は明示信託の受託者若しくは類似の法的取極めにおいて同等の地位を有する者自身が保有する情報、特定事業者が顧客調査の文脈において取得する情報及び中央登録簿に保有される情報が含まれる。当該柱の間における情報の照合は、各柱が十分で、正確な、かつ、最新の情報を保有することを確保することに資する。そのため、及び異なるアプローチにより生じる不一致を避けるため、実質的支配者情報が十分であることを確保するために常に収集されるべきデータの類型を特定することが重要である。これには、法人及び法的取極めに関する基本的な情報が含まれ、当

[26] 職域年金基金（IORP）の活動及び監督に関する 2016 年 12 月 14 日の欧州議会及び理事会の指令(EU)2016/2341（OJ L 354, 23.12.2016, p. 37）

該情報は、当該事業体又は取極め自身が、所有を通じたものであるか支配を通じたものであるかを問わず、その構造を理解することを可能にする前提条件である。

(122) 法人及び法的取極めが複雑な構造の一部である場合には、その実質的支配者が誰であるかを確認するため、その所有又は支配の構造の明確性が決定的に重要である。そのため、法人及び法的取極めが、実質的支配者と当該法人又は法的取極め自身との間の全ての中間的段階を含め、当該関係がその他の法人及び法的取極めの形式をとるものであるかノミニー関係の形式をとるものであるかを問わず、自らが間接的に所有され、又は支配される関係を明確に理解することが重要である。所有及び支配の構造の特定は、法人に対する所有が成立し、又は支配が行使され得る方法の特定を可能にするものであり、したがって、実質的支配者の地位の包括的な理解にとって不可欠である。したがって、実質的支配者情報には、常に関係構造の記述が含まれるべきである。

(123) 実質的支配の透明性に関する実効的な枠組みを支えるのは、法人が自らの実質的支配者である自然人を把握していることである。したがって、EU における全ての法人は、十分で、正確な、かつ、最新の実質的支配者情報を取得し、保有するべきである。当該情報は 5 年間保存されるべきであり、当該情報の保存について責任を負う者の身元が中央登録簿に報告されるべきである。当該保存期間は、顧客調査措置等の AML/CFT 要件の適用を通じて取得された情報の保存期間と同等である。例えば不一致の報告の仕組みを通じて、情報の照合及び検証の可能性を確保するため、関連するデータの保存期間の整合を確保することは正当化される。

(124) 実質的支配者情報が最新のものであることを確保するため、法人は、当該情報を変更があった後直ちに更新するべきであり、かつ、例えば財務諸表の提出の時又は公的機関とのその他の反復的なやり取りの機会に、定期的にこれを検証するべきである。当該情報を更新する期限は、生じ得る複雑な状況に鑑み、合理的なものであるべきである。

(125) 法人は、その実質的支配者を特定するために必要な全ての措置を講じるべきである。しかしながら、事業体を最終的に所有し、又はこれに対する支配を行使する自然人を特定することができない場合があり得る。そのような例外的な場合においては、特定のための全ての手段が尽くされたことを条件として、顧客調査の過程において特定事業者に実質的支配者情報を提供する際又は中央登録簿に情報を提出する際に、実質的支配者に代えて上級管理職員を報告することができるべきである。上級管理職員は、そのような状況において特定されるものではあるが、実質的支配者ではない。法人は、その実質的支配者を特定するために講じた行動の記録を保存するべきであり、特に、この最後の手段としての措置に依拠する場合にはそうであり、当該措置は正当に理由付けられ、かつ、文書化されるべきである。

(126) 情報の取得が困難であることは、特定の努力を回避し、代わりに上級管理職を報告することに訴えるための正当な理由とされるべきではない。したがって、法人は、収集された

情報の真実性に関する自らの疑義を常に立証することができるべきである。当該理由付けは、当該法人のリスク及びその所有構造の複雑性に比例したものであるべきである。特に、講じた行動の記録は、求められた場合には管轄当局に速やかに提供されるべきであり、リスクに応じて、当該記録には、取締役会の決議及びその会議の議事録、組合契約、信託証書、委任状と同等の権限を定める非公式の取極め又はその他の契約上の合意及び文書を含めることができるべきである。法人の具体的な形態及び構造に照らして実質的支配者が存在しないことが明白である場合には、当該理由付けは、その事実、すなわち、当該法人がその具体的な形態及び構造のために実質的支配者を有しないという事実への言及と理解されるべきである。そのような実質的支配者の不存在は、例えば、当該法人に所有権が存在しない場合又は当該法人がその他の手段により最終的に支配され得ない場合に生じ得る。

(127) 実質的支配者の確定の目的は法人の実効的な透明性を確保することにあることに鑑み、一定の事業体をその実質的支配者を特定する義務から免除することは比例的である。そのような制度は、その実質的支配者の特定及び登録が有用でなく、かつ、実質的支配以外の手段によって同様の水準の透明性が達成される事業体に対してのみ適用することができる。この点において、加盟国の公法により規律される団体は、その実質的支配者を確定することを義務付けられるべきではない。欧州議会及び理事会の指令 2004/109/EC[27]は、その証券が規制市場における取引を認められている会社に対し、厳格な透明性要件を導入した。一定の状況においては、当該透明性要件は、本規則に定める実質的支配の透明性に関する規則と同等の透明性制度を達成することができる。それは、会社に対する支配が議決権を通じて行使され、かつ、当該会社の所有又は支配の構造に自然人のみが含まれる場合である。そのような状況においては、当該上場会社に実質的支配に関する要件を適用する必要はない。法人に対する、自らの実質的支配者を確定し、及びこれを登録する義務の免除は、顧客調査を実施する際に顧客の実質的支配者を特定する特定事業者の義務に影響を及ぼすべきではない。

(128) 異なる種類の法的形態の間で公平な競争条件を確保し、並びに、実質的支配を更に不明瞭にするためにしばしば複雑な構造の中で重層化される明示信託及び法的取極めの濫用を回避する必要がある。したがって、加盟国において管理され、又は加盟国において設立され、若しくは居住する明示信託の受託者は、当該明示信託に関する適切な、正確な、かつ、最新の実質的支配者情報を取得し、及び保持すること、並びに顧客調査を実施する特定事業者に対し、その地位を開示し、及び当該情報を提供することについて責任を負うべきである。当該明示信託のその他の実質的支配者は、受託者が当該情報を取得することを支援すべきである。

[27] 規制市場における取引が認められた証券の発行者に関する情報に係る透明性要件の調和に関し、並びに指令 2001/34/EC を改正する 2004 年 12 月 15 日の欧州議会及び理事会の指令 2004/109/EC（OJ L 390, 31.12.2004, p. 38）

(129) 法的取極めの性質並びにその構造及び目的に関する公示の欠如は、受託者又は類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位にある者に対し、当該法的取極めに関するすべての関連情報を取得し、及び保持する特別の責任を課するものである。当該情報は、当該法的取極め、当該法的取極めに置かれ、又はこれを通じて管理される資産、及び当該信託に対するあらゆる代理人又はサービス提供者の特定を可能とするものであるべきである。マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の防止、探知及び捜査における管轄当局の活動を容易にするため、受託者が当該情報を最新の状態に保ち、かつ、受託者又はこれと同等の者としての役割を終えた後も十分な期間これを保持することが重要である。特定事業者に対し法的取極めに関する基本的な量の情報を提供することもまた、特定事業者が当該法的取極めが関与する取引関係又は臨時取引の目的を十分に確認し、関連するリスクを適切に評価し、及び当該リスクを軽減するための相応の措置を実施することを可能とするために必要である。

(130) 一定の法的取極めの特有の構造、及びその実質的支配について十分な透明性を確保する必要性に鑑み、明示信託に類似するそのような法的取極めは、明示信託に適用されるものと同等の実質的支配に関する要件に服するべきである。

(131) ノミニーの取極めは、実質的支配者の身元の隠匿を可能とし得る。ノミニーが法人の取締役又は株主として行動する一方で、ノミネーター（指名者）が常に開示されるとは限らないためである。当該取極めは、実質的支配者がその身元又は当該取極めにおける役割を開示することを望まない場合には、実質的支配及び支配の構造を不明瞭にするおそれがある。したがって、当該取極めが濫用されることを回避し、並びに犯罪者が自らのために行動する者の陰に隠れることを防止するため、透明性要件を導入する必要がある。ノミニーとノミネーターとの間の関係は、それが公衆又は第三者に対して効果を有するか否かによって決定されるものではない。公的な又は公式の記録にその氏名が記載されるノミニー株主は、形式上は会社に対する独立した支配を有することになるものの、私的な合意に基づき他の者の指示に従って行動しているか否かを開示することが求められるべきである。法人のノミニー株主及びノミニー取締役は、そのノミネーター及び当該ノミネーターのあらゆる実質的支配者の身元に関する十分な情報を保持し、並びにこれらの者及び自らの地位を当該法人に開示すべきである。同一の情報は、顧客調査措置が適用される際に法人から特定事業者に対して、また中央登録簿に対しても、報告されるべきである。

(132) EU の金融システムに資金の収益を流入させるために濫用される外国法人及び外国の法的取極めがもたらすリスクは、軽減される必要がある。第三国において実施されている実質的支配に関する基準は、EU におけるのと同一の水準の透明性及び実質的支配者情報の適時の利用可能性を可能とするには十分でない場合があるため、特定の状況において外国法人又は外国の法的取極めの実質的支配者を特定するための適切な手段を確保する必要がある。したがって、EU 域外で設立された法人、及び EU 域外で管理され、又はその受託者若しくはこれと同等の地位を有する者が EU 域外に居住し、若しくは設立されている明示信託若しく

は類似の法的取極めは、EU の特定事業者との取引関係に入ること、EU 域内の不動産若しくは EU 域内に所在する特定事業者から一定の高価値物品を取得すること、又は物品若しくはサービスに係る公共調達手続若しくはコンセッションに続いて契約を落札することにより、EU 域内で活動する場合には、その実質的支配者を開示することを求められるべきである。リスクへのエクスポージャーには、特定事業者が行う活動の区分又は種類、及びその領域内の不動産物件の犯罪者にとっての魅力度に応じたものを含め、加盟国間で差異があり得る。したがって、加盟国は、より高いリスクの事例を特定した場合には、当該リスクに対処するための追加的な軽減措置を講ずることができるべきである。

(133) 外国法人及び外国の法的取極めに対する登録要件は、その EU 域内における業務に関連するリスクに比例したものであるべきである。EU 域内市場の開かれた性質、及び外国法人による EU 域内に設立された特定事業者が提供するサービスの利用（その多くはマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与のより低いリスクに関連する。）に鑑み、登録要件を、高リスク部門に属する法人、より高いリスクの区分において活動する法人、又はより高いリスクに関連する部門において活動する特定事業者からサービスを受ける法人に限定することが適切である。法的取極めの私的な性質、及び外国の法的取極めの場合における実質的支配者情報へのアクセスの障害は、当該法的取極めにサービスを提供する特定事業者、又は該当する場合には当該法的取極めが活動する部門に関連するリスクの水準にかかわらず、登録要件を適用することを正当化する。指令(EU)2024/1640 第 7 条に基づく EU レベルのリスク評価への言及は、指令(EU)2024/1640 第 7 条に基づく報告書が初めて公表されるまでの間は、指令(EU)2015/849 第 6 条に従って欧州委員会が公表したリスク評価を指すものと解されるべきである。

(134) 遵守を促し、かつ、実質的支配の実効的な透明性を確保するため、実質的支配に関する要件は執行される必要がある。そのため、加盟国は、当該要件の違反に対して罰則を適用すべきである。当該罰則は、効果的で、比例的で、かつ、抑止力のあるものであるべきであり、遵守を促すために必要な範囲を超えるべきではない。加盟国が導入する罰則は、実質的支配に関する要件の違反に対して、EU 全域で同等の抑止効果を有するべきである。罰則には、例えば、正確な、適切な若しくは最新の実質的支配者情報を保持しなかったことに対して法人及び受託者若しくは類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者に科される罰金、実質的支配者情報を保持する義務若しくは所定の期限内に実質的支配者情報を提出する義務を遵守しない法人の登記抹消、法人若しくは明示信託の受託者若しくは類似の法的取極めにおいてこれと同等の地位を有する者に協力しない実質的支配者その他の者に対する罰金、開示義務を遵守しないノミニー株主及びノミニー取締役に対する罰金、又は利益配当の支払の禁止若しくは議決権行使の禁止のような、開示されていない実質的支配者に対する私法上の効果を含めることができるべきである。

(135) 域内市場全体にわたり実質的支配に関する要件の執行に対する一貫したアプローチを確保する観点から、欧州委員会は、罰則の対象となる違反の区分及び当該違反について責任を負う者、並びに重大性の程度に関する指標及び罰則の水準を決定するための基準を定める委任法令を採択する権限を付与されるべきである。さらに、当該水準の決定を支援するため、かつ、本規則の調和の目的と整合的に、欧州委員会は、違反の各区分に適用される基本額を定めるガイドラインを採択することができるべきである。

(136) 疑わしい取引（未遂の取引を含む。）、及びマネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与に関連するその他の情報は、FIU に届け出られるべきである。FIU は、届け出られた疑いを受理し及び分析し、並びにその分析の結果を管轄当局に伝達するための単一の中央国家機関としての役割を果たすべきである。すべての疑わしい取引（未遂の取引を含む。）は、取引の金額にかかわらず届け出られるべきであり、疑いへの言及は、疑わしい取引、活動、行動及び取引のパターンを含むものと解されるべきである。届け出られる情報には、閾値に基づく情報も含まれ得る。特定事業者による疑いの探知を支援するため、AMLA は、疑わしい活動又は行動の指標に関する指針を発出すべきである。変化するリスク環境に鑑み、当該指針は定期的に見直されるべきであり、また、国レベルで特定されたマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスク及び手口に関する FIU による指針又は指標の発出を妨げるべきではない。特定事業者又はその従業員若しくは取締役による善意での FIU への情報の開示は、情報の開示に関するいかなる制限の違反も構成すべきではなく、当該特定事業者又はその取締役若しくは従業員にいかなる種類の責任も生じさせるべきではない。

(137) 特定事業者は、関連する犯罪行為の価額又は認識された重大性にかかわらず、すべての疑いを包含する包括的な届出体制を確立すべきである。特定事業者は、FIU の期待を認識すべきであり、可能な限り、その探知システム及び分析プロセスを、自らが設立されている加盟国に影響を及ぼす主要なリスクに合わせて調整し、必要な場合には、当該主要なリスクへの対処に向けてその分析に優先順位を付けるべきである。

(138) 取引は、特定事業者が知っている情報又は知っているべき情報に基づいて評価されるべきである。これには、代理人、販売業者及びサービス提供者からの関連情報が含まれる。基礎となる前提犯罪が特定事業者にとって知られておらず、又は明らかでない場合には、疑わしい取引を特定し及び届け出る役割は、疑いの探知及び届出の迅速な提出に重点を置くことにより、より効率的に果たされる。そのような場合には、特定事業者は、FIU に疑わしい取引を届け出る際に、前提犯罪を知らないときは、これを特定する必要はない。当該情報が利用可能である場合には、それは届出に含められるべきである。EU の金融システムのゲートキーパーとして、特定事業者はまた、資金が違法な物品の購入等の犯罪行為を行うために使用された又は使用されることを知り、又は疑う場合には、自らが利用可能な情報が、使用された資金が違法な源泉に由来することを示していないときであっても、届出を提出することができるべきである。

(139) 加盟国間における疑わしい取引の届出義務の差異は、国境を越えた拠点又は業務を有する特定事業者が経験する AML/CFT の遵守上の困難を悪化させ得る。さらに、疑わしい取引の届出の構造及び内容は、FIU が分析を行う能力及び当該分析の性質に影響を及ぼし、また、FIU の協力し及び情報を交換する能力にも影響を及ぼす。特定事業者による届出義務の遵守を容易にし、並びに FIU の分析活動及び協力のより効果的な機能を可能とするため、AMLA は、EU 全域で統一的な基礎として使用される疑わしい取引の届出のための共通様式を定める実施技術基準の草案を作成すべきである。

(140) FIU は、その職務に関連するすべての必要な情報を、いかなる特定事業者からも迅速に取得することができるべきである。FIU による情報への制約のない迅速なアクセスは、資金の流れを適切に追跡し、並びに違法なネットワーク及び資金の流れを早期の段階で探知することを確保するために不可欠である。マネーロンダリング又はテロ資金供与の疑いに基づき特定事業者から追加的な情報を取得する FIU の必要性は、FIU に対して事前に行われた疑わしい取引の届出を契機として生じ得るが、FIU 自身の分析、管轄当局から提供されたインテリジェンス又は他の FIU が保有する情報等の他の手段を契機として生じることもあり得る。したがって、FIU は、その職務の文脈において、事前の届出がなされていない場合であっても、いかなる特定事業者からも情報を取得することができるべきである。とりわけ、銀行口座、支払口座又は暗号資産口座を通じて行われた金融取引及び移転の記録は、FIU の分析業務にとって極めて重要である。しかしながら、調和の欠如により、現在、信用機関及び金融機関は、分析に直ちに使用することができない異なる形式で取引記録を FIU に提供している。FIU の分析活動の国境を越えた性質を考慮すると、形式の不統一及び取引記録の処理の困難は、FIU 間の情報交換及び国境を越えた金融分析の発展を妨げている。したがって、AMLA は、EU 全域で統一的な基礎として使用される、信用機関及び金融機関による FIU への取引記録の提供のための共通様式を定める実施技術基準の草案を作成すべきである。

(141) 特定事業者は、FIU による情報提供の要請に対し、可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合においても、当該要請の受領から 5 営業日以内又は FIU が課するその他のより短い若しくはより長い期限内に回答すべきである。正当な理由があり、かつ、緊急の場合には、特定事業者は、FIU の要請に対し 24 時間以内に回答すべきである。当該期限は、十分に定められた条件に基づく情報提供の要請に適用されるべきである。FIU はまた、他の FIU による要請に基づき特定事業者から情報を取得し、及び当該情報を要請元の FIU と交換することができるべきである。特定事業者に対する要請は、その性質が様々である。例えば、複雑な要請は、より多くの時間を必要とし、回答期限の延長を正当化する場合がある。そのため、FIU は、FIU の分析に悪影響を及ぼさないことを条件として、特定事業者に対し延長された期限を付与することができるべきである。

(142) 一定の特定事業者については、加盟国は、FIU に代えて第一次的に通知を受ける適切な自主規制機関を指定する可能性を有するべきである。欧州人権裁判所の判例法に従い、自

主規制機関に対する第一次的な届出の制度は、弁護士に適用される届出義務に関する基本権の保護を維持するための重要な保障措置を構成する。加盟国は、職業上の守秘義務、秘密性及びプライバシーの保護を達成するための手段及び方法を定めるべきである。

(143) 公証人、弁護士、その他の独立した法律専門家、監査人、外部会計士及び税務顧問は、その顧客の一人から受領し、又は当該顧客に関連して取得した情報であって、当該顧客の法的地位を確認する過程において、又は司法手続において若しくは司法手続に関して当該顧客を弁護し若しくは代理する職務（当該手続の開始又は回避に関する助言の提供を含む。）を遂行する過程において受領し又は取得したものを、当該情報が当該手続の前、中又は後のいずれにおいて受領され又は取得されたかにかかわらず、FIU又は自主規制機関に伝達することを義務付けられるべきではない。ただし、当該例外は、法律専門家、監査人、外部会計士若しくは税務顧問がマネーロンダリング若しくはテロ資金供与に関与している場合、法的助言がマネーロンダリング若しくはテロ資金供与の目的で提供される場合、又は法律専門家、監査人、外部会計士若しくは税務顧問が、顧客がマネーロンダリング若しくはテロ資金供与の目的で法的助言を求めていることを知っている場合には、適用されるべきではない。そのような認識及び目的は、客観的かつ事実上の状況から推認することができる。進行中の司法手続に関して求められる法的助言は、マネーロンダリング又はテロ資金供与の目的のための法的助言を構成するものとみなされるべきではない。リスクベース・アプローチに沿って、加盟国は、一定の種類の取引に関連するマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の高いリスクを考慮して、届出要件の免除が適用されない追加的な状況を特定することができるべきである。そのような追加的な状況を特定する際には、加盟国は、特に憲章第7条及び第47条の遵守を確保するものとする。

(144) 特定事業者は、疑わしい取引の実行を差し控えることが不可能である場合、又はマネーロンダリング若しくはテロ資金供与の疑いのある操作の受益者を追及する努力を妨げるおそれがある場合には、例外的に、FIUに通知する前に当該取引を実行することができるべきである。ただし、当該例外は、関連する国際連合安全保障理事会決議に従い、テロリスト、テロ組織又はテロリズムに資金を供与する者の資金その他の資産を遅滞なく凍結するために当該FIUの加盟国が受け入れたいずれかの国際的義務の対象となる取引に関しては、援用されるべきではない。

(145) 疑わしい取引の届出及びFIUへのその他の関連情報の提供に関する秘密性は、管轄当局がマネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与に関連する可能性のある資産を凍結し及び差し押さえることを可能とするために不可欠である。疑わしい取引は、犯罪行為を示すものではない。疑いが届け出られたことを開示することは、当該取引に関与する者の評判を傷つけ、並びに分析及び捜査の遂行を危うくするおそれがある。したがって、特定事業者並びにその取締役及び従業員又はこれらに相当する地位にある者（代理人及び販売業者を含む。）は、関係する顧客又は第三者に対し、直接であるか自主規制機関を通じてであるか

を問わず、情報が FIU に提出されている、提出される予定である若しくは提出されたこと、又はマネーロンダリング若しくはテロ資金供与の分析が行われている若しくは行われる可能性があることを通知すべきではない。開示の禁止は、例えば、監督機能を遂行する際の管轄当局及び自主規制機関に対する開示、法執行目的のための開示、又は同一のグループに属する特定事業者間で行われる開示に関する特定の状況においては、適用されるべきではない。

(146) 犯罪者は、探知を回避するため、多数の仲介者を通じて違法な収益を移動させる。したがって、特定事業者が、データ保護規則に十分配慮しつつ、グループ構成員間のみならず、一定の場合には、信用機関及び金融機関並びにネットワーク内で活動するその他の事業体の間においても、情報を交換することを認めることが重要である。情報共有のためのパートナーシップの外においては、同一の取引が関与する事例において一定の区分の特定事業者間で認められる開示は、当該特定事業者の間で行われ、又は当該特定事業者により円滑化される特定の取引に関してのみ行われるべきであり、関連する先行又は後続の取引に関しては行われるべきではない。

(147) 特定事業者間及び該当する場合には管轄当局との間の情報交換は、マネーロンダリング、テロ資金供与及び犯罪収益に関する違法な資金の流れを探知する可能性を高め得る。そのため、特定事業者及び管轄当局は、その AML/CFT 上の義務及び任務の遵守のために情報共有が必要であると認める場合には、情報共有パートナーシップの枠組みにおいて情報を交換することができるべきである。情報共有は、秘密性、データ保護、情報の使用及び刑事手続に関する強固な保障措置に服するべきである。特定事業者は、顧客若しくは取引のマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクについて結論を導き、又は取引関係の確立若しくは終了若しくは取引の実行に関する決定を行うに当たり、情報交換を通じて受領した情報のみに依拠すべきではない。指令 2014/92/EU において認識されているとおり、域内市場の円滑な機能並びに現代的かつ社会的に包摂的な経済の発展は、支払サービスの普遍的な提供にますます依存している。したがって、基本的な金融サービスへのアクセスは、特定事業者間又は特定事業者と管轄当局若しくは AMLA との間で交換された情報に基づいて拒否されるべきではない。

(148) 本規則の要件の遵守は、監督当局による検査に服する。特定事業者が情報共有のためのパートナーシップの枠組みにおいて情報を交換する場合には、当該検査には、当該情報交換について本規則に定める条件の遵守も含まれるべきである。監督上の検査はリスクベースで行われるべきであるが、いかなる場合においても、情報共有のためのパートナーシップの活動の開始前に実施されるべきである。個人データの取扱いを伴う情報共有のためのパートナーシップは、自然人の権利及び自由に対する高いリスクをもたらすおそれがある。したがって、欧州議会及び理事会の規則(EU)2016/679[28]に基づくデータ保護影響評価が、当該

[28] 個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関し、並びに指令 95/46/EC を廃止する 2016 年 4 月 27 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)2016/679（一般データ保護規則）（OJ L 119, 4.5.2016, p. 1）

パートナーシップの活動の開始前に実施されるべきである。監督上の検査の文脈において、監督当局は、該当する場合には、データ保護影響評価を評価する唯一の権限を有するデータ保護当局に協議すべきである。本規則に含まれるデータ保護に関する規定及び疑わしい取引に関する情報の秘密性に関するすべての要件は、パートナーシップの枠組みにおいて共有される情報に適用される。規則(EU)2016/679 と整合的に、加盟国は、情報共有のためのパートナーシップの枠組みにおいて交換される個人データの取扱いに関してより具体的な要件を定めるため、同規則の適用を調整するより具体的な規定を維持し、又は導入することができるべきである。

(149) 情報共有のためのパートナーシップは、厳格な保障措置の下で業務上の情報及び個人データの交換を可能とするが、当該交換は、あらゆる疑いを管轄の FIU に届け出るという本規則に基づく要件に代わるべきではない。したがって、特定事業者は、情報共有のためのパートナーシップの文脈において取得した情報に基づいて疑わしい活動を特定した場合には、当該疑いを自らが設立されている加盟国の FIU に届け出るべきである。疑わしい活動を示す情報は、その開示を禁止するより厳格な規則に服し、マネーロンダリング、その前提犯罪及びテロ資金供与の防止及び対策の目的のために必要な場合にのみ、かつ、基本権、FIU の業務の秘密性及び法執行上の捜査の完全性を保護する保障措置に従って、共有されるべきである。

(150) 規則(EU)2016/679 は、本規則の目的のための個人データの取扱いに適用される。マネーロンダリング及びテロ資金供与との闘いは、すべての加盟国により重要な公共の利益の根拠として認識されている。特定事業者は、その AML/CFT 上の義務の遵守の過程において取り扱われる個人データが正確で、信頼でき、かつ、最新のものであることを求める原則に特に注意を払うべきである。本規則を遵守する目的のため、特定事業者は、規則(EU)2016/679 第 22 条に定めるところにより、プロファイリングを含む自動化された個別の意思決定を可能とするプロセスを採用することができるべきである。その場合には、当該プロセスの対象となる者の権利を保護するために本規則に定める要件が、個人データの保護に関して EU 法に定めるその他の関連する要件に加えて適用されるべきである。

(151) AML/CFT の枠組みの改訂 FATF 勧告への整合が、EU 法、特に EU のデータ保護法及び憲章に謳われた基本権の保護に関して、これを完全に遵守して行われることが不可欠である。AML/CFT の枠組みの実施の一定の側面は、データの収集、分析、保存及び共有を伴う。そのような個人データの取扱いは、基本権を完全に尊重しつつ、本規則に定める目的のため、並びに顧客調査、継続的な監視、疑わしい取引の分析及び届出、法人又は法的取極めの実質的支配者の特定、PEP の特定、並びに信用機関及び金融機関その他の特定事業者による情報の共有を行うためにのみ、認められるべきである。特定事業者による個人データの収集及びその後の取扱いは、AML/CFT 上の要件を遵守する目的のために必要なものに限定されるべきであり、個人データは、当該目的と両立しない方法で更に取り扱われるべきではな

い。とりわけ、商業目的のための個人データの更なる取扱いは、厳格に禁止されるべきである。

(152) 規則(EU)2016/679 第 9 条に定義する一定の種類のセンシティブデータの取扱いは、当該データの主体の基本的な権利及び自由に対するリスクを生じさせ得る。特定事業者による当該データの取扱いが、取引関係の終了又は取引関係に入ることの拒否等、顧客に悪影響を及ぼす差別的又は偏った結果をもたらすリスクを最小化するため、特定事業者は、規則(EU)2016/679 にいう特別な種類の個人データに関する自らが保有する情報であって、取引又は関係がもたらすマネーロンダリング及びテロ資金供与のリスクと何ら関連性を有しないもののみに基づいて決定を行うべきではない。同様に、顧客調査の強度が当該顧客に関連するリスクの全体的な理解に基づくことを確保するため、特定事業者は、より高い又はより低い水準の顧客調査措置の適用を、当該顧客について自らが保有するセンシティブデータのみに基づかせるべきではない。

(153) 改訂 FATF 勧告は、マネーロンダリング及びテロ資金供与の防止、探知又は捜査の目的のための管轄当局からの情報提供の要請に全面的に協力し、かつ、迅速に応じることができるようにするため、特定事業者が、顧客調査措置を通じて取得した必要な情報及び取引に関する記録を少なくとも 5 年間保存すべきであることを示している。異なるアプローチを回避し、並びに個人データの保護及び法的確実性に関する要件を満たすため、当該保存期間は、取引関係又は臨時取引の終了後 5 年に固定されるべきである。保存期間の経過に伴い特定事業者が保有する関連情報が削除された場合には、管轄当局の職務を効果的に遂行することができない状況があり得る。そのような場合には、管轄当局は、個別の事案ごとに、特定事業者に対し、5 年を超えない範囲でより長い期間情報を保存するよう要請することができるべきである。

(154) 管轄当局の概念が捜査及び訴追当局を指す場合には、それは、欧州検察庁（EPPO）の設置に関する強化された協力に参加する加盟国に関しては、EPPO を含むものと解されるべきである。

(155) FIU による伝達は、EPPO 若しくは欧州不正対策局（OLAF）の権限に属する犯罪行為又はユーロポール及びユーロジャストがそれぞれの任務に従って早期の段階で運用上の支援を提供することができる犯罪行為の可能性を探知し、並びに迅速かつ効果的な捜査及び訴追を支援する上で、極めて重要な役割を果たす。FIU が EPPO 及び OLAF と共有する情報には、EPPO 及び OLAF のそれぞれの権限に属する犯罪が行われるおそれがあり、又は行われたとの疑いの根拠を含めるべきであり、かつ、当該情報には、FIU が保有する全ての関連情報であって、措置を支えることができるもの（関連する金融上及び行政上の情報を含む。）を添付すべきである。EPPO 及び OLAF が FIU に情報を要求する場合には、FIU が当該事案に関して保有する全ての情報を共有することができることも、同様に重要である。EPPO 及

び OLAF は、それぞれの設立法令における適用規定に従い、伝達された情報に関してとられた措置及び関連する結果について FIU に通知すべきである。

(156) 本規則の発効から適用開始までの期間において司法の適切かつ効率的な運営を確保するため、及び本規則と国内手続法との円滑な相互作用を可能にするため、マネーロンダリング又はテロ資金供与の可能性の防止、探知又は捜査を目的とする進行中の法的手続に関連する情報及び文書は、当該手続が本規則の発効日において加盟国に係属している場合には、同日から 5 年間保存されるべきであり、かつ、当該期間を更に 5 年間延長することができるようにすべきである。

(157) データ主体によるデータへのアクセスの権利は、本規則の目的のために取り扱われる個人データに適用される。しかしながら、疑わしい取引の届出に関連するいかなる情報へのデータ主体によるアクセスも、マネーロンダリング及びテロ資金供与との闘いの実効性を著しく損なうこととなる。したがって、規則(EU)2016/679 第 23 条に従った当該権利の例外及び制限は、正当化され得る。データ主体は、規則(EU)2016/679 第 51 条に規定する機関に対して取扱いの適法性を確認するよう要求する権利を有し、かつ、同規則第 79 条に規定する司法上の救済を求める権利を有する。当該機関は、規則(EU)2016/679 に定めがある場合には、職権により行動することもできる。アクセスの権利の制限を害することなく、監督当局は、データ主体に対し、当該監督当局による全ての必要な検証が行われたこと及び当該取扱いの適法性に関する結果を通知することができるようにすべきである。

(158) 特定事業者は、他の民間事業者のサービスを利用することがある。しかしながら、AML/CFT の枠組みは特定事業者にのみ適用されるべきであり、特定事業者は、AML/CFT 要件の遵守について完全な責任を保持すべきである。法的確実性を確保し、かつ、一定のサービスが意図せず本規則の適用範囲に含まれることを回避するため、紙の文書を電子データに変換するにすぎず、かつ、特定事業者との契約に基づいて行動する者、並びに信用機関若しくは金融機関に対し、指令(EU)2015/2366 第 4 条第 25 号に定義する資金を送金するためのメッセージングその他の支援システム又は清算及び決済システムのみを提供する者は、本規則の適用範囲に含まれないことを明確にする必要がある。

(159) 特定事業者は、法人の実質的な所有及び支配に関する適切かつ正確な情報を取得し、及び保有すべきである。無記名株式は、無記名株券を所持する者に所有権を付与するものであるため、実質的支配者が匿名のままでいることを可能にする。当該株式がマネーロンダリング又はテロ資金供与の目的で悪用されないことを確保するため、会社（規制市場に上場された証券を有する会社又はその株式が仲介証券として発行されている会社を除く。）は、全ての既存の無記名株式を記名株式に転換し、不動化し、又は金融機関に預託すべきである。さらに、無記名新株予約権証券は、仲介された形式においてのみ認められるべきである。

(160) 暗号資産の匿名性は、暗号資産を犯罪目的で悪用されるリスクにさらす。匿名の暗号資産口座その他の匿名化手段は、暗号資産移転の追跡可能性を許さず、かつ、疑いを生じさせ得る関連取引を特定し、又は適切な水準の顧客調査を適用することを困難にする。暗号資産に対する AML/CFT 要件の実効的な適用を確保するため、暗号資産サービス事業者による匿名の暗号資産口座又は取引の匿名化若しくは秘匿性の向上を可能にする口座の提供及び保管（匿名性強化コインを通じたものを含む。）を禁止する必要がある。当該禁止は、ハードウェア及びソフトウェアの提供者又はセルフホスト型ウォレットの提供者には、当該提供者がそれらの暗号資産ウォレットへのアクセス又はそれらに対する支配を有しない限りにおいて、適用されない。

(161) 高額現金支払の利用は、マネーロンダリング及びテロ資金供与に対して極めて脆弱であり、かつ、当該脆弱性は、物品取引業者が 10,000 ユーロ以上の現金支払を行い、又は受領する場合にマネーロンダリング対策規則の対象とする要件によっては、十分に軽減されていない。同時に、加盟国間の取組の相違は、より厳格な管理を行う加盟国に所在する事業者に不利益をもたらす形で、域内市場における公平な競争条件を損なってきた。したがって、10,000 ユーロの EU 全域にわたる高額現金支払の上限を導入する必要がある。加盟国は、公共の利益における正当な目的を追求する限りにおいて、より低い基準額及び更に厳格な規定を採択することができるようにすべきである。AML/CFT の枠組みが事業経済の規制に基づくものであることに鑑み、当該上限は、職業上の資格において行動していない自然人の間の支払には適用されるべきではない。さらに、EU 全域にわたる上限が、銀行サービスを利用せず、若しくは銀行サービスへのアクセスを有しない者が支払を行うこと、又は事業者がその活動から得た収入を自己の口座に預け入れることに対して、意図せず障壁を生じさせないことを確保するため、信用機関、支払機関又は電子マネー機関の店舗において行われる支払又は預入れも、当該上限の適用から除外されるべきである。

(162) 信用機関、支払サービス提供者及び電子マネー提供者の店舗において行われる現金の支払又は預入れであって、高額現金支払の基準額を超えるものは、当然には、マネーロンダリング、その前提犯罪又はテロ資金供与の疑いの指標とみなされるべきではない。当該取引の届出は、FIU が現金の移動に関するパターンを評価し、及び特定することを可能にし、かつ、当該情報は FIU の業務上又は戦略上の分析に寄与するものの、基準額に基づく開示の性質は、これを疑わしい取引の届出とは異なるものとする。そのため、基準額に基づく開示は、疑わしい取引を届け出る要件又はより高いリスクの場合に強化された顧客調査措置を適用する要件に代わるものではない。FIU は、届出が特定の期限内に行われるよう要求することができるようにすべきであり、これには集計ベースでの定期的な提出を含むことができる。

(163) 自然災害によって生じるもの等の不可抗力の事由により、現金以外の支払手段へのアクセスが広範に失われる場合があり得る。そのような場合には、加盟国は、高額現金支払の

上限の適用を停止することができるようにすべきである。当該停止は異例の措置であり、例外的で、正当な理由が十分に示された状況への対応として必要な場合にのみ適用されるべきである。金融サービスへのアクセスが不可能であることは、それが加盟国がその領域全体にわたって消費者が金融インフラストラクチャーにアクセスできることを保証しなかったことに起因する場合には、上限の停止の正当な根拠とはならない。

(164) 欧州委員会は、事業者のための公平な競争条件を更に整え、かつ、犯罪者がマネーロンダリングのために現金を利用する機会を減少させる観点から、EU の水準において高額現金支払の上限を調整することの費用、便益及び影響を評価すべきである。当該評価においては、特に、多数の加盟国において現に設けられている現金支払の上限、EU の水準における当該上限の執行可能性及び当該上限がユーロの法定通貨としての地位に及ぼす影響を考慮して、EU の水準において調和された現金支払の上限の最も適切な水準を検討すべきである。

(165) 欧州委員会は、所有権による支配が行われる場合の実質的支配者の特定のための 25%の基準を引き下げることの費用、便益及び影響も評価すべきである。当該評価においては、特に、より低い基準を導入した加盟国又は第三国から得られた教訓を検討すべきである。

(166) 高価値物品に関連するリスクは、衣服及び服飾品等の携帯性の高い他の物品にも及び得る。したがって、欧州委員会は、そのような高価値物品の取引業者を含めるよう特定事業者の範囲を拡大する必要性を評価すべきである。さらに、本規則が一定の高価値物品に関して EU の水準において初めて基準額に基づく開示を義務付けるものであることに鑑み、欧州委員会は、本規則の実施に関して得られた経験に基づき、基準額に基づく開示の対象となる物品の範囲を拡大する必要性及び FIU による基準額に基づく開示の利用を踏まえて当該開示の様式を調和させる必要性を評価すべきである。最後に、自由貿易地域における高価値物品に関連するリスクに鑑み、欧州委員会は、当該自由貿易地域において高価値物品を取引し、及び保管する事業者が届け出るべき情報の範囲を拡大する必要性を評価すべきである。

(167) AML/CFT 要件の一貫した適用を確保するため、TFEU 第 290 条に従って行為を採択する権限は、次の事項に関して欧州委員会に委任されるべきである。すなわち、高リスク第三国、遵守上の弱点を有する第三国及び EU の金融システムに対して特定かつ重大な脅威をもたらす第三国、並びにそれらの第三国から生じるリスクを軽減する対抗措置又は特定の強化された顧客調査措置を特定すること、EU に影響を及ぼすより高いリスクの追加的な場合及び関連する強化された顧客調査措置を特定すること、重要な公的職務の共通の追加的類型を特定すること、所有権による実質的な所有を特定する目的のために、より高いリスクに関連する法人事業体の類型及び関連するより低い基準を特定すること、並びに、制裁の対象となる実質的支配者の透明性に関する要件の違反の類型及びそれについて責任を負う者、当該違反の重大性の程度を分類するための指標並びに制裁の水準を設定する際に考慮すべき基準を定めることである。欧州委員会がその準備作業の間に専門家レベルを含む適切な協議を行う

こと、及び当該協議が 2016 年 4 月 13 日のより良い立法に関する機関間協定[29]に定める原則に従って行われることが、特に重要である。特に、委任法令の準備への平等な参加を確保するため、欧州議会及び理事会は、全ての文書を加盟国の専門家と同時に受領し、かつ、欧州議会及び理事会の専門家は、委任法令の準備を扱う欧州委員会の専門家グループの会合に体系的にアクセスすることができる。

(168) 欧州委員会は、AMLA が作成した規制技術基準であって、次の事項を定めるものを採択する権限を付与されるべきである。すなわち、グループ全体の方針、手続及び管理の最低要件（情報共有の最低基準を含む。）、親会社を特定するための基準並びに共通の所有、経営又はコンプライアンス管理を有する組織がグループ全体の方針、手続及び管理を適用することを要求される条件、追加的措置の種類（第三国の法令がグループ全体の方針、手続及び管理の実施を認めない場合にグループがとるべき最低限の措置を含む。）及び追加的な監督上の措置、より高いリスクに関連し、かつ、少額の臨時取引を行う特定事業者、部門及び取引、関連する金額、臨時取引及び取引関係を特定するための基準並びに顧客調査の実施のために関連取引を特定するための基準、並びに顧客調査の実施に必要な情報である。欧州委員会は、当該規制技術基準を、TFEU 第 290 条に基づき、かつ、規則(EU)2024/1620 第 49 条に従い、委任法令により採択すべきである。

(169) 本規則の実施のための統一的な条件を確保するため、EU の金融システムに対して特定かつ重大な脅威をもたらす第三国の特定のための方法論を定め、重要な公的職務に関する加盟国のリストの作成及び通知のための様式を定め、並びに加盟国の法令に準拠する法人の種類及び明示信託に類似する法的取極めの種類を特定するため、欧州委員会に実施権限が付与されるべきである。当該権限は、欧州議会及び理事会の規則(EU)No 182/2011[30]に従って行使されるべきである。特定の追加的な国内対抗措置を終了させることを決定するためにも、欧州委員会に実施権限が付与されるべきである。

(170) 欧州委員会は、AMLA が作成した実施技術基準であって、疑いの届出及び取引記録の提供に用いられる様式並びに FIU が EPPO に情報を届け出るために用いる様式を定めるものを採択する権限を付与されるべきである。欧州委員会は、当該実施技術基準を、TFEU 第 291 条に基づき、かつ、規則(EU)2024/1620 第 53 条に従い、実施法令により採択すべきである。

(171) 本規則は、基本的権利を尊重し、かつ、憲章が認める原則、特に私生活及び家族生活の尊重を受ける権利、個人データの保護を受ける権利並びに営業の自由を遵守するものである。

[29] OJ L 123, 12.5.2016, p. 1.

[30] 欧州委員会による実施権限の行使に対する加盟国による統制の仕組みに関する規則及び一般原則を定める 2011 年 2 月 16 日の欧州議会及び理事会の規則(EU)No 182/2011（OJ L 55, 28.2.2011, p. 13）

(172) あらゆる事由に基づく差別を禁止する憲章第 21 条に従い、特定事業者は、顧客調査の文脈におけるリスク評価を差別なく行うべきである。

(173) 欧州委員会は、本規則の実施を評価する報告書を作成するに当たり、憲章が認める基本的権利及び原則の尊重に十分な考慮を払うべきである。

(174) 本規則の目的、すなわち EU の金融システムがマネーロンダリング及びテロ資金供与の目的で利用されることを防止することは、加盟国によっては十分に達成することができず、むしろ、その措置の規模又は効果のゆえに EU の水準においてよりよく達成することができるため、EU は、TEU 第 5 条に定める補完性の原則に従い、措置を採択することができる。同条に定める比例性の原則に従い、本規則は、当該目的を達成するために必要な範囲を超えるものではない。

(175) 欧州データ保護監察官は、規則(EU)2018/1725 第 42 条第 1 項に従って協議を受け、2021 年 9 月 22 日に意見[31]を提出した。

この規則を採択した。

[31] OJ C 524, 29.12.2021, p. 10.